

2月企画運営委員会次第

日 時 平成 25 年 2 月 13 日(水)13:00~
場 所 県社会福祉会館 4 階 第 2 研修室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 理事会の開催概要について
 - (2) 平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案及び予算案について
 - (3) 企画運営委員会地区代表委員交替の場合の手続きについて
 - (4) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース N o 12-10、12-11
 - (2) 委員会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※3月企画運営委員会（予定）

平成 25 年 3 月 14 日(木)13:00~ 県社会福祉会館 2 階第 1 会議室
同日、同会場 15:00~ 3 月定時総会を開催

(案)

平成 24 年度

一般社団法人神奈川県保育会
総会資料

日 時 平成 25 年 3 月 14 日 (木)

15:00~

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階

第 1 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総会次第

1 開会	
2 理事長あいさつ	
3 議長選出	
4 議事録署名人の選任	
5 議事	
(1) 議案	
平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について	1
(2) 報告事項	
関東ブロック保育協議会会長会の運営等について	8
6 閉会	

<参考資料>

I 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿	14
II 一般社団法人神奈川県保育会定款	15

(_____は、24年度との主な変更点)

<議 案>

平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案及び予算案について

<提案理由>

平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案をとりまとめたので、
ご承認願いたい。

平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

昨年、国においては、3党合意を踏まえた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、認定子ども園制度の改善などを中心とした、子ども・子育て支援関連3法を制定させました。そして、平成27年度の新制度実施に向けて、具体的な検討が本格化してくるものと考えられます。

また、国の「保育所の面積基準の取扱い通知」に基づく県条例は、昨年12月県議会で制定され、今年度から実施されることになっています。

こうした状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請に対応できる新しい保育会の姿を模索しながら、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進していきます。また、国や神奈川県、地元市町村等の動向に常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて当会としての意見表明や要望活動等を積極的に実施していきます。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向等を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきています。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していきます。

特に、今年度から、大きな社会問題となっている児童虐待防止について、虐待防止対策委員会(仮称)を設置して、専門行政機関等との密接な連携のもとに、具体的な対策を検討して実施していきます。

(3) 研修事業の体系的な再編整備

保育会の本來的な役割を確認しながら、園長研修、保育士等の職員研修のあり方を検討し、今まで以上に保育現場で生かせる研修を目指して、検討・実施していきます。

また、優秀な保育士確保に悩む保育所が多いことから、保育士養成校との一層の連携強化や潜在保育士の掘り起こしや有効活用の方法を検討しながら、研修事業への参加促進等保育現場復帰への意欲ある保育士との連携を検討していきます。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について、保育現場の新しい取り組み等を発表する場を通じ、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

(5) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

保育園利用者相談室事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

(6) 保育会組織の再編整理

保育会組織を、「民間保育部会(民間園長会)」、「公立保育部会(公立園長会)」、「青年部会」、「保育士部会」に再編整理して、それぞれの機能に応じた課題等を適宜検討・実施していきます。その中でも、「青年部会(NEXTかながわ)」においては、部会員を充実させながら、若い視点から、「次代を担う人材育成」や「民間保育所の安定的な運営・経営・システム」等直面している様々な課題について、調査研究等を行っていきます。

地区代表により構成する企画運営委員会は、「全体会」と「各種委員会」に区分し、

各種委員会には、「総務委員会」、「予算対策委員会」、「研修委員会」、「広報委員会」、「調査研究委員会」から構成し、それぞれの機能に応じた事業を、より効率的な内容に見直しながら、年間を通じて計画的に実施していきます。

専門分野別の課題を検討するため、「表彰選考委員会」、「食育推進委員会」、「虐待防止対策委員会」、「相談対応委員会(保育園利用者相談室)」を置いて、それぞれ課題等を、理事長の諮問に応じて検討・実施していきます。

保育会及び保育士会事務局等のあり方についても、お互いに連携・協力しながら検討し、効率的な事務局運営に努めています。

これらの様々な保育組織の検討状況や成果については、理事長及び理事会に、定期的に報告し、企画運営委員会(全体会)や「保育かながわ」等を通じて、会員に還元していきます。

II 会議等の開催

- 1 **総会** 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催し、必要に応じて臨時総会を開催します。
- 2 **企画運営委員会** 当会の重要事項をはじめ、諸課題について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、全体会を、原則として月1回開催します。
各種委員会は、それぞれの機能に応じて開催します。
- 3 **理事会** 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討し、総会や企画運営委員会への提出議案の作成等を行うため、必要に応じ開催します。
- 4 **専門分野別委員会** それぞれの機能に応じて適宜開催します。

III 企画運営委員会各種委員会が実施する事業

- 1 **総務委員会** 事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理を行います。
 - ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月27日(土)]
 - ② 県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催 [7月25日(木)]
 - ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月6日(金)]
 - ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
 - ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること
- 2 **予算対策委員会** 国に対する保育事業の充実・強化や補助制度の改善等の要望を、全国保育協議会と

協力し、推進します。

また、県行政当局には、保育制度運営上の問題点、助成の改善等、保育の質を高めるための要望活動等を行います。

3 研修委員会

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価及び保育士等の資質を高めるため、次の研修を引き続き実施します。

- ① 新任保育士研修会
- ② 保育専門講座Ⅰ
- ③ 保育専門講座Ⅱ
- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 保育所食育研修会

また、新しい課題について、その対応を検討し、企画運営委員会等で議論しながら、実施していきます。

4 広報委員会

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため、広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布します。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進します。

5 調査研究委員会

保育制度に関する諸課題や先進事例等の調査研究を行い、活用を図ります。

- ① 事業大会の発表部門における指針及びまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会及び全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究・提案等

IV 専門分野別委員会

次の委員会を設け、理事長の諮問に応じて、会議を開催して活動を行います。

○ 表彰選考委員会

全国保育協議会会长表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰候補者を決定して理事長に報告するため、随時委員会を開催します。

○ 食育推進委員会

保育所における乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るとともに、新しい課題に対する調査研究を行い、研修会や「保育かながわ」等を通じて、会員への報告、情報交換等を行います。また、委員会活動に共に携わる委員を増員して、調査研究の内容を一層充実させていきます。

○ 虐待防止対策委員会

保育所が、地域の子育て支援機関としての役割が期待されている中で、本会あげて有効な児童虐待防止対策を検討し、対策を講じていくための委員会を設置し、専門行政機関等と密接な連携を図りながら活動をしていきます。

○ 相談対応委員会(保育園利用者相談室)

希望する会員を対象に、保育園の利用者等からの相談を年間を通じて受付け、該当保育園との斡旋・調停等を行うことによって、保育園との信頼関係を向上させ、職員の意識改革にも役立たせます。

相談への対応や第三者委員との調整、研修会の企画・実施、参考図書の選定・配布等の事業運営については、運営委員会が中心となって活動を行っていきます。

VI その他事業

1 全国保育研究大会等への参加

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ○ 関東ブロック保育研究大会 | <u>[7月11日(木)～12日(金)群馬県]</u> |
| ○ 関東ブロック保育事業連絡協議会 | <u>[9月19日(木)～20日(金)千葉市]</u> |
| ○ 全国保育研究大会 | <u>[10月9日(水)～10月11日(金)名古屋市]</u> |

2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し、有能な保育士の育成を図ります。

平成 25 年度月間行事予定表

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	○表彰選考委員会(9 日/火) ○24 年度監査(9 日/火) ○企画運営委員会(11 日/木) ○第 47 回保育事業大会(27 日/土) ○定時総会(27 日/土)	○県社協新任保育士激励会(6 日/土)
5	○企画運営委員会(16 日/木)	○全保協協議員総会
6	○全保協会長表彰選考委員会 ○企画運営委員会(13 日/木)	○関東ブロック会長会議(6~7 日)群馬県
7	○保育園利用者相談室研修会 ○企画運営委員会(25 日/木) ○県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(25 日/木) ○新任保育士研修会	○関東ブロック保育研究大会 (11~12 日)群馬県 ○食育推進研修会
8		○公立保育所トップセミナー
9	○予算対策協力金活動開始 ○企画運営委員会(12 日/木) ○保育専門講座 I ○「保育かながわ」80 号発行	○関東ブロック保育事業連絡協議会 (19~20 日)千葉市
10	○企画運営委員会(17 日/木)	○全国保育研究大会(9~11 日)名古屋市
11	○保育専門講座 II	
12	○企画運営委員会(6 日/金) ○保育の日前夜祭(6 日/金) ○保育園利用者相談室研修会	○神奈川県保育の日(7 日/土) ○全国保育組織正副会長会議
1	○企画運営委員会(9 日/木) ○新年懇親会(9 日/木) ○保育所食育研修会	
2	○企画運営委員会(13 日/木) ○保育専門講座 III	○全保協保育所長集中講座
3	○企画運営委員会(13 日/木) ○定時総会(13 日/木) ○「保育かながわ」81 号発行	○全保協協議員総会 ○関プロ保育士の専門性を高める研修会()長野県

平成25年度一般社団法人神奈川県保育会予算(案)
 (自)平成25年4月1日～(至)平成26年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費	7,540,000	7,450,000	90,000	
会員会費 相談室会費 準会員会費	5,400,000	5,350,000	50,000	会員301園
	1,640,000	1,600,000	40,000	
	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	3,823,000	4,131,000	△ 308,000	
県補助金 県社協補助金 共同募金補助金	2,773,000	3,081,000	△ 308,000	事業費
	550,000	550,000	0	
	500,000	500,000	0	
事業収入	2,700,000	2,660,000	40,000	
諸研修会収入 行事収入	1,500,000	1,460,000	40,000	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,850,000	1,750,000	100,000	
予対協力金収入 保険会社協力収	1,500,000	1,400,000	100,000	
	350,000	350,000	0	AIU
雑収入	454,000	404,000	50,000	
雑収入 預金利子	450,000	400,000	50,000	図書販売、全保協組織推進費等
	4,000	4,000	0	
繰越金	557,000	907,000	△ 350,000	
合計	16,924,000	17,302,000	△ 378,000	

[支出の部]

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費	6,730,000	6,750,000	△ 20,000	
人件費 旅費 福利厚生費 消耗品費 通信・運搬費 慶弔費 雑費	6,100,000	6,070,000	30,000	給与、手当、法定福利費
	20,000	20,000	0	
	40,000	40,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	250,000	300,000	△ 50,000	コピー・印刷費・事務用品等
	150,000	150,000	0	
	150,000	150,000	0	
	20,000	20,000	0	
総務費	870,000	920,000	△ 50,000	
総会費 会議費 委員会旅費 連絡調整費	60,000	60,000	0	総会資料等
	200,000	250,000	△ 50,000	企画運営委員会・各部会・理事会等
	450,000	450,000	0	
	160,000	160,000	0	関係団体祝金等
事業費	4,130,000	4,380,000	△ 250,000	
県大会費 関プロ全国大会費 諸行事費 相談室運営費 会報発行費 ホームページ経費	600,000	750,000	△ 150,000	県保育事業大会・分科会資料等
	350,000	350,000	0	関プロ派遣・連絡協議会等
	1,300,000	1,400,000	△ 100,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	1,600,000	1,600,000	0	
	180,000	180,000	0	保育かながわ80・81号
	100,000	100,000	0	
研修・研究費	1,600,000	1,600,000	0	
研修費 調査研究費	1,500,000	1,550,000	△ 50,000	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	100,000	50,000	50,000	
活動費	450,000	400,000	50,000	
予対活動費 専門委員会活動費	350,000	300,000	50,000	全保協納入等
	100,000	100,000	0	
負担金・補助	3,103,000	3,065,000	38,000	
全保協・関プロ 県社協 事務所使用料 保育のつどい 保育士会	1,550,000	1,500,000	50,000	
	250,000	250,000	0	
	53,000	65,000	△ 12,000	
	50,000	50,000	0	
	1,200,000	1,200,000	0	
予備費	41,000	187,000	△ 146,000	
合計	16,924,000	17,302,000	△ 378,000	

＜報告事項＞

関東ブロック保育協議会会長会の運営等について

1 関東ブロック保育協議会会長会則の修正について(会則は、別紙1のとおり)

○ 主な修正点について

- ・ 関プロ会長が、全保協会長、副会長に着任するか否かによらず、関プロ会長は、副会長の使命を行う。
- ・ 全保協常任協議員は、会長と互選で選ばれた1名があたる。しかし、会長が、全保協会長、副会長に着任した時は、副会長が常任協議員にあたる。
- ・ 幹事(事務局)は、持ち回り制にする。幹事は、会計業務、会議日程調整、会場確保、資料管理の業務を行う。
- ・ 役員として、監事を置き、会計・事業監査を行う。監事も、持ち回り制とし、幹事を行った後1期あけた都県市が行う。

2 関東ブロック保育協議会の幹事・監事の持ち回りについて

○ 幹事・監事の持ち回り順については、別紙2のとおり。

- ・ 神奈川県の幹事担当年度 平成31・32年度
- ・ 神奈川県の監事担当年度 平成35・36年度

3 関東ブロック保育協議会の保育事業の持ち回りについて

○ 各種大会の持ち回り順については、別紙3のとおり。

- ・ 神奈川県の関プロ大会担当年度 平成28年度
- ・ 神奈川県の関プロ保育事業連絡協議会担当年度 平成31年度
- ・ 神奈川県の関プロ保育士の専門性を高める研修会担当年度 平成38年度

4 第54回(平成25年度)関プロ保育研究大会分科会意見発表・議長割当について

○ 7月11日(木)～12日(金) 群馬音楽センター、分科会会場

○ 関プロ大会分科会意見発表・議長割当については、別紙4のとおり。

- ・ 神奈川県の分科会割当
 - 第5分科会 家庭や地域との連携による食育の推進
 - 第8分科会 公立保育所の使命と地域社会での役割
- ・ 神奈川県の議長割当
 - 第2分科会 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

関東ブロック保育協議会会長会則 (H25.4~)

「基本」

第1条 この会は、関東ブロック保育協議会会長会（以下「本会」という。）という。

「組織」

第2条 本会は、関東ブロック保育協議会内都・県・政令指定都市の代表者を持って構成する。

「目的」

第3条 本会は、保育事業の発展向上を期するため、問題点ごとに協議を行い、ブロック内の連絡調整を行うとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 保育事業の育成強化を図るため助成を行う。
 - 1) 関東ブロック保育事業連絡協議会開催都・県・政令指定都市に対して助成を行う。
 - 2) 全国保育大会分科会発表都・県・政令指定都市に対して補填助成を行う。
- 3 会員の慶弔に関すること。
- 4 その他、目的達成に必要なこと。

「役員」

第5条 本会に次の役員をおく。

- 2 会長1名、副会長1名、幹事1名、監事1名とし、任期は、それぞれ2年とする。
- 3 会長は、会員の互選により選任する。再任は、妨げない。ただし、特段の理由がない限り継続しての再任は、最長3期までとする。
- 4 副会長は、会長が任命する。
- 5 幹事は、各都・県・政令指定都市の持ち回りとする。（順番は別に定める。）
- 6 監事は、幹事同様の順番で持ち回りとし、幹事を行った後、1期おいた都・県・政令指定都市が任を負う。

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を総理する。（会長は、全国保育協議会の会長・副会長に着任することを目指す）
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 幹事は、事務局管理を行う。
(事務局管理は、会計業務・会議日程調整・会議会場確保・資料管理とする。)
- 5 監事は、会計及び事業の監査を年1回以上行う。

「全国保育協議会常任協議員」

第7条 全国保育協議会常任協議員は、会長1名と会員の互選により選任された1名があたる。（会長が全国保育協議会の会長または副会長の任に着いた時は、副会長が全国保育協議会常任協議員を務める）

「運営」

第8条 本会の事務局は、幹事の所属する保育園・法人または保育組織内におく。

第9条 本会は、必要に応じてこの会を開催するものとし、会長が招集する。

2 都・県・政令指定都市の代表者が止むを得ず欠席する場合は、指名により代理者を出席させることができるものとする。

第10条 本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入を持って充てる。

2 会費は、この会で定める。

3 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

附則：1 この会則は、平成11年9月1日から適用する。

2 会長会の会費は、年間額30,000円とする。

3 この会則は、平成25年4月1日に改正され適用される。

関東ブロック保育協議会 幹事・監事持ち回り順

年度 (西暦)	幹事担当都・県・市名	監事担当都・県・市名
24年度 (12)	横浜市	川崎市
25・26年度 (13・14)	川崎市	群馬県
27・28年度 (15・16)	山梨県	横浜市
29・30年度 (17・18)	長野県	川崎市
31・32年度 (19・20)	神奈川県	山梨県
33・34年度 (21・22)	新潟県	長野県
35・36年度 (23・24)	相模原市	神奈川県
37・38年度 (25・26)	静岡県	新潟県
39・40年度 (27・28)	千葉県	相模原市
41・42年度 (29・30)	千葉市	静岡県
43・44年度 (31・32)	栃木県	千葉県
45・46年度 (33・34)	茨城県	千葉市
47・48年度 (35・36)	埼玉県	栃木県
49・50年度 (37・38)	東京都	茨城県
51・52年度 (39・40)	横浜市	埼玉県
53・54年度 (41・42)	群馬県	東京都

関東ブロック保育事業当番都県市 一覧表

平成24年10月事務局修正

年度	研究大会 (6月下旬~7月上旬)	事業連絡協議会 (9月~10月)	専門性を高める研修会 (2月~3月)
20	横浜市	茨城県	東京都
21	埼玉県	長野県	一
22	新潟県	静岡県	川崎市
23	千葉市	群馬県	神奈川県
24	栃木県	相模原市	茨城县
25	群馬県	千葉市	長野県
26	山梨県	栃木県	相模原市
27	静岡県	横浜市	千葉市
28	神奈川県	新潟県	山梨県
29	茨城県	川崎市	栃木県
30	千葉県	東京都	新潟県
31	川崎市	神奈川県	静岡県
32	長野県	群馬県	横浜市
33	東京都	相模原市	埼玉県
34	横浜市	千葉市	千葉県
35	埼玉県	茨城县	群馬県
36	新潟県	長野県	東京都
37	相模原市	静岡県	川崎市
38	千葉市	千葉県	神奈川県
39	栃木県	埼玉県	茨城县
40	群馬県	埼玉県	長野県

全国大会

全国大会

全国大会

第54回関プロ大会 分科会意見発表者・議長割当(案)
平成25年度大会(群馬県大会)

[意見発表者割当] ◎で表示

[議長割当] ○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
山 梨 県		◎			○	◎				2	1
静 岡 県	○		◎	◎						2	1
神 奈 川 県		○			◎			◎		2	1
茨 城 県				○		◎	◎			2	1
千 葉 県				◎		○		◎		2	1
川 崎 市			◎			◎	○			2	1
長 野 県		◎			◎			○		2	1
東 京 都			◎		○		◎			2	1
横 浜 市	◎			◎		○				2	1
埼 玉 県			○				◎	◎		2	1
新 潟 県	○		◎		◎					2	1
相 模 原 市	◎			◎			○			2	1
千 葉 市	◎			○				◎		2	1
栃 木 県		◎			◎		○			2	1
群 馬 県	◎	○					◎	○	◎○	3	3
◎ 合 計	4	3	4	4	4	3	4	4	1	31	
○ 合 計	2	2	2	2	2	2	2	2	1		17

開催都県市

□ 平成25年度 全国大会意見発表分担

<参考資料>

- I 平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
 II 一般社団法人神奈川県保育会定款

I 平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職 名	氏 名 (市町・保育園名)	担 当
理事長	萩原 敬三 (伊勢原市・大原保育園)	
副理事長	宮田 丈乃 (横須賀市・長井婦人会保育園)	総務・事業担当 理事長職務代理者
〃	伊澤 昭治 (藤沢市・五反田保育園)	組織・渉外担当 相談室運営委員長
理 事	岩澤 貞之 (茅ヶ崎市・中海岸保育園)	総務委員長
〃	高木 瞳子 (横須賀市・長岡保育園)	予算対策委員長
〃	三崎 たずゑ (綾瀬市・つぼみ保育園)	研修委員長
〃	山本 昇 (秦野市・やまゆり保育園)	広報委員長
〃	真壁 洋道 (平塚市・真土すばる保育園)	調査研究委員長
〃	都築 順道 (小田原市・山王保育園)	青年部会長
〃	藤田 理恵 (厚木市・岡田保育園)	研修副委員長 相談室運営委員
〃	渡部 俊賢 (横須賀市・和順保育園)	広報副委員長 相談室運営委員
〃	富田 知敬 (鎌倉市・オランジェ)	青年部副会長

2 監事

職 名	氏 名 (市町・保育園名)
監 事	小川 晃 (茅ヶ崎市・松林保育園)
〃	石野 美保子 (南足柄市・ふくざわ保育園)

※ 任期は、平成 24 年 4 月 28 日から 2 年間。

II 一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
 - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
 - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
 - (1) 神奈川県保育士会
 - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

- 2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。
- 3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。
- 4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 解散したとき。
3. 会費を 2 年以上滞納し、支払いに応じないとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(役員の設置等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時ま

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第 13 条第 2 項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員の任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員の任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築 融光
設立時理事	宮田 丈乃
設立時理事	相馬 宣正
設立時理事	舛居 祐三
設立時理事	萩原 敬三
設立時理事	石塚 達義
設立時理事	高木 瞳子
設立時理事	大塚 哲朗
設立時理事	山本 昇
設立時理事	小磯 英次
設立時監事	小川 晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 神奈川県小田原市
氏名 都築 融光
- 2 住所 神奈川県横須賀市
氏名 宮田 丈乃
- 3 住所 神奈川県中郡二宮町
氏名 相馬 宣正
- 4 住所 神奈川県鎌倉市
氏名 榎居 祐三
- 5 住所 神奈川県伊勢原市
氏名 萩原 敬三

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同
宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榎居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作
成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに
電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員 都築 融光
同 宮田 丈乃
同 相馬 宣正
同 榎居 祐三
同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区
行政書士 永井 隆一

平成 25 年 2 月 14 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

平成 25 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月 13 日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、3月 8 日(金)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

1 日 時 平成 25 年 3 月 14 日(木)15:00~

2 会 場 神奈川県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

3 議 題

(1) 平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案
について

(2) その他

4 その他の

- ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。
- ・ 総会の会場では、13:00~15:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、大変恐縮ですが、4 階ロビーにてお待ちください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax番号 045-311-1837)

総会出席確認書及び委任状

平成25年3月14日(木)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② (市又は町) 保育園 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

(会場準備等の都合により、3月8日(金)までに事務局あてにご返送ください。)

2

平成25年2月吉日

各保育園（所）長様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三（印略）

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による
被表彰者のご推薦について（お願い）

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方を来たる4月5日（金）までにご推薦くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を差し上げておりますのでご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成25年4月27日（土）第47回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 〒045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人神奈川県保育会事務局

平成25年2月吉日

各市・町児童福祉主管課長様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による被表彰者の
ご推薦について（お願い）

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴市・町立保育園（所）の職員の方で該当者がございましたら4月5日（金）までにご推薦下さいよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この推薦依頼の通知は、各保育園（所）長にも差し上げておりますので、ご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定のとおり
- 2 表彰の時期 平成25年4月27日（土）第47回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 〒045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人神奈川県保育会事務局

4

一般社団法人神奈川県保育会会員規程

(表彰)

第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。

- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
- 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
- 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

[取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会长表彰の推薦条件としておりまして、園長におかれても漏れのないようご留意ください。

平成25年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

平成25年4月1日現在

ふりがな				昭和 年 月 日 生
氏名				
ふりがな				職名
施設名 (勤務先)				
ふりがな				
施設の住所	〒			
	TEL	-	-	FAX
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
		現在に至る		
	(通算合計)		年 カ月	
備考				
平成25年 月 日				
推薦者職氏名				印

※ 勤続年月数=他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

第47回神奈川県保育事業大会(案)

1 開催日 平成25年4月27日(土)
9:00 ~ 16:30

2 会場 神奈川県社会福祉社会館

3 当日のスケジュール

- 9:00~10:00 来賓・受賞者受付
- 10:00~11:00 式典
 - ・永年勤続表彰式
 - ・記念品贈呈(褒章・叙勲、大臣表彰、県保育賞)
 - ・来賓祝辞、来賓紹介
(県、県議会、市長会、児福審、民保協、養成施設協会)
- 11:10~12:30 保育会総会、保育士会総会
昼食・休憩・分科会打合せ
- 13:30~16:00 研究発表大会
- 16:00~16:30 処理委員会

事務連絡

平成25年2月13日

研究発表者(代表) 各位

保育事業大会研究発表について(お願い)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進にあたりましては、日頃から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年4月27日(土)に行います第47回神奈川県保育事業大会の研究発表について別紙のとおり・締め切りおよび・打合せのご連絡をいたします。

ご多用中恐縮ですが、発表原稿は印刷日程の都合上4月11日(木)を期限としてお願いします。

また、事前打合せは当日 4月27日(土) 12時40分～ 1階 ミーティングルームにて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

8

神奈川県保育事業大会研究発表・討議

1. 意見発表について

発表時間は1発表30分以内としその後質疑応答となります。

2. 原稿等について

(1) 文字数 1発表あたり4,000字以内 (A4版 / 4頁)

提出方法は、パソコン原稿とし、原稿提出と同時にメール送付を事務局宛に願います。

(2) 原稿は、横書きでお願いいたします。

(3) 4,000字 (A4版 4頁) 以上になる場合は「別紙資料」として分科会会場で配布いたします。その旨を明記して、原稿(記録媒体、メール可)を事務局宛送付願います。

3. 意見発表原稿の提出期限

平成25年4月11日(木)

4. 代表者は、発表事前打ち合わせを当日4月27日(土)12時40分～1階ミーティングルームにて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

お弁当をご用意いたしております。

5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp

原稿作成要領

1 様式 等

- ・使用ソフト Word (ワード) ※バージョンは問いません。
- ・原稿用紙サイズ A4判縦型 (横書き)
- ・余白設定 上20mm・下18mm・右20mm・左20mm
- ・文字数 40字×36行
- ・書体、文字サイズ 明朝体 / 10.5ポイント程度

2 原稿作成上の留意点

- ・1ページ目は、7行目から都県市町村名、保育所（園）名、発表者職氏名を、
11行目から保育所の概要及び市町村概要を記載して下さい。
- ・その下2行分のスペースをとり、17行目から「はじめに」の文章を書き始めて
下さい。
- ・2ページ目以降は、1行目からお書き下さい。

※ 記載例

テーマ —サブテーマ—

(7行目から) → 県・市・保育園名

役職・氏名

保育所の概要← (11行目から)

定員 名 現員 名 職員総数 名 設立年月日 昭和 年 月 日

設置市町村概要

人口 人 保育所数 か所 (公) か所 (私) か所

1 はじめに← (17行目から)

• •

2 • • • • •

• • • • •

神奈川県保育会 FAX 045-311-1837

平成 25 年度 神奈川県保育事業大会（平成 25 年 4 月 27 日（土））

(意見) 研究発表 連絡票 (事前調査)

月 日 報告者名 _____

第一会場 家庭や地域との連携による食育の推進

(案) フリーテーマ

第二会場 公立保育所の使命と地域社会での役割

(案) フリーテーマ

第三会場 フリーテーマ

(案)

タイトル _____

サブタイトル _____

所属組織 _____

(代表者連絡先)

保育園名 _____ 氏名 _____ 職名 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail: _____

(予定)

レジュメ・資料の電子データについて

(1) 電子データの送付方法

- ・電子メールで送信
- ・電子データはない

(2) 電子データになっていない図表などについて

- ・該当する図表を郵送
- ・該当する図表はない
- ・その他 ()

発表時の機材利用について

使用機材

スクリーン・プロジェクターについては本会にて手配いたします。

パソコン 使用ソフト→①パワーポイント（音声あり）②パワーポイント（音声なし）③その他

バージョン→①Windows XP ②Windows Vista ③Windows 7

（フラッシュ・メモリーの使用でお願いする場合があります。）

その他 ()

//

神奈川県保育会事務局 FAX 045-311-1837

(2月中にご連絡ください)

一般社団法人**神奈川県保育会地区代表委員の連絡票**

(就任期間: 平成25年度) 2013.4.1~2014.3.31

選出地区名	市・郡・保育士会
-------	----------

月 日 報告者名 _____

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - - -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - - -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - - -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

※ 再任の方は、氏名欄のみご記入下さい

※ 未定の地区は、いつ頃決定するのかをお知らせ願います

12

Nº. 12-10

2013. 1. 17

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・保育士確保対策費に438億円を計上～平成24年度補正予算（案）が閣議決定される～ 1
- ・平成24年度「保育所長集中講座」を開催～保育所長の資質向上に向けて～ 7

◆保育士確保対策費に438億円を計上◆

～平成24年度補正予算（案）が閣議決定される～

平成25年1月15日（火）、政府は臨時閣議で平成24年度補正予算（案）、歳出総額13兆1,000億円余を閣議決定しました。厚生労働省関係は3兆2,198億円、このうち緊急経済対策関係として、「成長による富の創出（1,691億円）」「復興・防災対策（1,345億円）」「暮らしの安心・地域活性化（3,999億円）」の三分野を重点に合計で7,034億円となっています。保育関係の施策については、「暮らしの安心・地域活性化」の中から、待機児童解消のための保育士の確保に438億円（「安心こども基金」の拡充）、保育や地域の子育て支援の充実等に118億円（「安心こども基金の積み増し・延長」）が計上されました。

具体的な事業内容は下記のとおりであり、平成25年度より実施される予定です。

待機児童解消のための保育士の確保【438億円】

1. 保育士の待遇改善

2. 保育士確保施策の拡充
 - (1) 保育士養成施設新規卒業者の確保
 - (2) 保育士の就業継続支援
 - (3) 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等
3. 保育士の資格取得と継続雇用の強化
 - (1) 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援
 - (2) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

1. 保育士の待遇改善（補助率 10／10）340 億円

【目的】

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の待遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

【補助の概要】

保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）[*1]を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等待遇改善臨時特例事業」（仮称）として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所（認定こども園の保育所部分を含む）の保育士等で、上乗せ相当額を保育所に交付。（補助率は 10／10）

【交付の方法】

都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県は各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①待遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

本事業については、厚生労働省保育課に事業内容を確認し、以下のような内容を想定（全保協事務局整理）

- ① 現行の保育所運営費に構成されている民間施設給与等改善費[*1]の加算率を引き上げ（上乗せする形）て、保育士等の待遇改善ならびに人材確保を目的に、制度運用を変更する。
- ② 職員 1 人あたりの平均勤続年数をもとに段階的に設定されている加算率について、経験年数を重ねることがインセンティブとなるよう、引き上げ率（額）を設定する。
※現行で 4 段階に設定された加算率区分ならびに、算定基礎の職員平均勤続年数の規定に関する変更は検討中（加算率区分の細分化など）

参考[*1] 現行の民改費の仕組み

「民間施設給与等改善費（民改費）加算」は、職員1人当たりの平均勤続年数に応じてその金額が都道府県知事によって承認される（中核市までの権限移譲可）。

- ※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。
- ※ なお、「基本分保育単価」は、①地域、②定員規模、③入所児童年齢に応じて定められている。
- ※ また、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乗せは可能。

加算率の区分	職員1人あたりの平均勤続年数	内訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12% 加算分	10年以上	10%	2%
10% 加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8% 加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4% 加算分	4年未満	2%	2%

- ③ 対象職員は、現行保育所民改費と同一（全常勤職員および、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者）。
- ④ 上乗せされた民改費の部分に限っては、保育士等の給与改善に適切に使用されるよう使途を限定する。事業者には「処遇改善計画の策定」と、「実績報告」を求める。
- ⑤ 保育士等への給与改善に係る支給方法は、月額給与・一時金のいずれの方法でも可。
- ⑥ 平成25年度当初からの運用開始（平成25年4月分から適用）を想定。
- ⑦ 安心こども基金拡充による臨時の施策であり、平成26年度については未定であるが同様の運用を財務省と今後調整。また、平成27年度以降は新法による新制度上の給付のため、今後、国の「子ども・子育て会議」を中心検討を行う。

- ⑧ 厚労省保育課では、今般の施策で、10年以上経験職員で『最大で』月額1万円程度の給与引き上げにつながるとの試算。

※保育所運営費予算積算上の一人当たり単価に当てはめてモデル計算した場合の改善月額
(試算例)

- ・保育士（福祉職1級29号俸：賞与込の月額約30万円）→ 約8,000円
- ・主任保育士（福祉職2級17号俸：賞与込の月額約35万円）→ 約10,000円

2. 保育士確保施策の拡充（補助率1／2）14億円

（1）保育士養成施設新規卒業者の確保

保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させることを目的に、次の事業内容への助成を行う。

- 保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組み（保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職説明会の実施等）
- 保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修（求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修等）

（2）保育士の就業継続支援

保育士の平均勤続年数を増加させることを目的に、次の事業内容への助成を行う。

- 新人保育士を対象とした就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修
- 保育所の管理者（所長等）に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修（所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修等）

（3）潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

保育所に勤務していない保育士（潜在保育士）の就職や保育所の潜在保育士活用支援を行うことを目的に「保育士・保育所支援センター」費用の助成を行う。

保育士・保育所支援センターの業務内容は、潜在保育士の相談・就職のあっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、保育士の職場での悩み相談、保育士を希望する者への職業体験の対応等を行う。

また、保育士養成施設からの卒業生に対し、再就職支援機関や再就職研修を周知する費用の助成を行う。

3. 保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率 3／4）84 億円

(1) 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図ることを目的に、認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の 1／2）、受講にともなう代替要員費を助成する。

(2) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で 5 年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図ることを目的としている。

事業内容は、保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。（＊生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。＊介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助）

保育や地域の子育て支援の充実等【118 億円】

- (1) 認定こども園事業費等の改善
- (2) 地域子育て支援拠点事業の機能強化
- (3) 一時預かり事業の機能強化
- (4) へき地保育事業の実施要件の緩和

なお、従来子育て支援交付金において行ってきた地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等については、安心こども基金に移行・拡充し、子ども・子育支援新制度のもとで円滑なスタートをめざす。

(1) 認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の質の向上や幼保連携型認定こども園への移行を促進するとともに、一定の基準等を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を促進する。あわせて、これらの施設の保育士等の待遇改善を図ることを目的に、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善する。（認可外保育施設運営支援事業についても同様に改善）

(2) 地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」の地域子育て支援拠点を創設する。（都市部を中心に約 1,100 か所）

(3) 一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに対応するため、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」（約 700 施設）を創設し、児童の受入れができる体制を充実させる。

対応例として、日常生活の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）、児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）、社会参加の必要（自治会・PTA 活動、防災訓練等）等

(4) へき地保育事業の実施要件の緩和

実施要件としている 1 日あたりの平均入所児童数 10 人以上を 6 人以上に緩和する。

その他、児童養護施設等の家庭的養護への転換（4 億円）や各項目の詳細は、別紙「平成 24 年度補正予算（案）の概要（雇用均等・児童家庭局）」をご参照ください。

厚生労働大臣の定例記者会見（平成 25 年 1 月 11 日）【保育に関する該当部分のみ】

—補正予算の関連で、保育士の待遇改善が初めて盛り込まれていると思いますが、保育士不足の現状についての認識と、今回の補正での狙いについて—

（厚生労働大臣） 昨年、社会保障と税の一体改革の一連の流れの中で法律が、子育て三法が通りましたですね。あのときの、とにかく待機児童等の解消でありますとか色々なものを進めていこうという中におきまして、やはり保育士の不足がネックになってくるであろうという議論が国会でなされたのは、御承知だと思います。一つは、若年保育士といいますか、若い方々がお辞めになられる率が非常に多いと。これをどう防ぐかという問題もありますし、もちろん保育士をどう養成していくかと。しかし、一方で、資格を持っている方が 100 万人おられる中で、実際問題、実働されている方が 4 割位ということを考えますと、やはり

そういう保育士の方々をもう一度現場に来ていただけるような色々な努力もしなければなりませんし、一方で今いる保育士の方々が、この保育の仕事というものにやりがいを感じていただきながら仕事をしていただくということが必要だと。逆に言えば、その保育士の方々の待遇が良くなれば、魅力があって、資格を持っている方々も戻って来られるかと思いますし、これから保育士になろうという方々も、そういうやりがいを持って入ってもらえるという話ですから、そういう意味で、今回補正予算の中に組ませていただいたということでありまして、待遇改善に関しましては、民間施設給与等改善費、民改費であります、これ等々を通じまして、待遇改善ができるべきだなと思っています。中身的には、年数の長い方に比較的に上がりの率が高いというようなことを考えて、定着をしていただこうと考えのもとに入れて、今回補正予算の提示をさせていただいたということです。あと、貸付金のこととか色々なものを中には盛り込んでいますが、そういう状況です。

—待遇改善の上乗せ幅ですが、経験が10年以上位の主任の場合で、月に1万円という風に聞いていますが、他の職業との比較で言いますと、10万円位給料に差があるということで、10万円で1万円ですから、まだまだ不十分ではないかと思いますが、今後も含めてどういう風にお考えですか。—

(厚生労働大臣) これは、言われることはよく私も分かっています、どうやって待遇を改善していくかということは、非常に大きな問題です。財源とも絡んでくる問題ですが、まずは第一歩としまして、月額今のお話で、10年位の方が1万円というお話をありました、第一歩を踏む中において、次に向かってステップアップができればいいなと思っています。しっかりとまた、厚生労働省は厚生労働省の立場で、主張してまいりたいと思っていますので、御支援のほどをよろしくお願ひいたします。

◆平成24年度「保育所長集中講座」を開催◆

～保育所長の資質向上に向けて～

今日の保育所長には、多様で高度な資質が求められています。全保協では『保育所長の研修体系』(平成21年作成)において、保育所長が備えるべき資質とそのための学習領域について具体的な研修内容をまとめました。平成22年度よりその研修内容に沿って、保育所長自らがその役割・機能を確認し質的向上を図ることを目的に、モデル的に研修を実施してきました。本年度はその最終年度にあたり、『保育所長の研修体系』をとりまとめた学識者が中心となり講義を担当するとともに、制度の変革期における保育所、保育所長のあり方についても学ぶことを目的に開催するものです。

<本講座の特色>

- 『保育所長の研修体系』(全保協作成)に基づくモデル研修プログラムを具体化
- 『保育所長の研修体系』検討委員の学識者が中心に講師をご担当
- 制度の変革期における保育所、保育所長のあり方を考える

期　　日：平成 25 年 2 月 25 日（月）～27 日（水）

会　　場：「パンパシフィック横浜ベイホテル東急」

〒220-8543 横浜市西区みなとみらい 2-3-7 TEL 045-682-2222

（みなとみらい線「みなとみらい駅」から徒歩約 1 分）

参加対象：保育所長または保育所長に準ずる者

定　　員：500 名

参 加 費：会員 14,000 円、非会員 19,000 円

締め切り：平成 25 年 2 月 1 日（金） 定員になり次第、締切とさせていただきます。

プログラム

【2 月 25 日】

13 時 00 分～13 時 20 分 開会（挨拶、オリエンテーション）

13 時 20 分～14 時 50 分 講義①「スーパービジョン～新制度における職員の資格（保育教諭等）について～」

　　　　　　講師：網野武博氏（東京家政大学 教授）

14 時 50 分～15 時 10 分 休憩

15 時 10 分～16 時 40 分 講義②「保育と子育て支援のプログラムの開発」

　　　　　　講師 倉石哲也氏（武庫川女子大学 教授）

【2 月 26 日】

9 時 00 分～10 時 30 分 講義③「配慮が必要な子どもと親への支援の実際」

　　　　　　講師 倉石哲也氏（武庫川女子大学 教授）

10 時 30 分～10 時 50 分 休憩

10 時 50 分～12 時 20 分 講義④「地域社会資源のネットワーク I」

13 時 20 分～14 時 50 分 講義⑤「地域社会資源のネットワーク II」

（12:20～13:20 昼食・休憩） 講師：金子恵美氏（日本社会事業大学 准教授）

14 時 50 分～15 時 10 分 休憩

15 時 10 分～16 時 40 分 講義⑥「保育所と地域のふれあいづくり、町づくり」

　　　　　　講師：小川清美氏（東京都市大学 教授）

【2 月 27 日】

9 時 00 分～10 時 30 分 講義⑦「子育て支援の総合的な拠点としての保育所」

　　　　　　講師：渡辺顕一郎氏（日本福祉大学 教授）

10 時 30 分～10 時 50 分 休憩

10時50分～12時20分 講義⑧「これから保育所のあり方を考える～子ども・子育て関連3法をふまえて～」

講師 佐藤秀樹（全国保育協議会副会長）

詳しくは、会報『ぜんほきょう』12月号に同封した開催要綱、または、全保協ホームページ（<http://www.zenhokyo.gr.jp>）をご覧ください。

平成 24 年度補正予算（案）の概要 (雇用均等・児童家庭局)

1. 安心こども基金の積み増し・延長 557 億円

(1) 待機児童解消のための保育士の確保 438 億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の待遇改善等を実施する。

①保育士確保施策の拡充 14 億円

(i) 保育士養成施設新規卒業者の確保

- ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取組への助成
(保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職説明会の実施 等)
- ・保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

(ii) 保育士の就業継続支援

- ・新人保育士を対象とした研修費用の助成
- ・保育所の管理者（所長等）を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成
(保育所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等)

(iii) 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

- ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
 - ・潜在保育士の相談・就職あっせん
 - ・潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言
 - ・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談対応 等
- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化

84億円

(i) 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用や受講に伴う代替要員費の助成

(ii) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に保育士資格取得に必要な修学資金を貸付
※貸付を受けた者が保育所等へ就職して5年間勤務した場合には返済を免除

③保育士の待遇改善

340億円

保育士の待遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）の仕組みを基礎に、待遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に交付する。

各保育所の平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで、保育士の待遇改善と離職防止に結びつける。

※交付対象：私立保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）

（2）保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図るため、安心こども基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

※ 従来子育て支援交付金において行ってきた地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

①認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善する。

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善。

②地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

③一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

④べき地保育事業の実施要件の緩和

実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和する。

2. 児童養護施設等の家庭的養護への転換

4億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

※対象施設等：児童養護施設、乳児院における施設の小規模化・地域分散化のための施設整備

- ①施設本園の小規模グループ化のための改築
- ②グループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の創設
- ③ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の創設

※ 妊婦健康診査支援基金については、平成24年度末で終了するものの、恒常的な仕組みへの移行を検討。

(参考資料1) 安心こども基金の積み増し・延長について

24年度補正予算(案) 557億円

各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を行う。

待機児童解消のための保育士の確保

438億円

保育士の人材確保に向けて、

- ・保育士の就業継続を支援する研修、
- ・潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育士の待遇改善 等を実施

(参考) 予備費 1,118億円

- ・待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を積み増し・延長

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善

・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充

①地域子育て支援拠点事業の機能強化

- ・子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを「地域機能強化型」を創設

②一時預かり事業の機能強化

- ・休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設
- ③へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

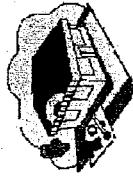
- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対する就業支援や生活支援の実施

社会的差護の推進等

- ・児童養護施設等の生活環境の改善

- ・児童相談所の改修や備品整備等の環境改善、地域の創意工夫による児童虐待防止の取組

- ・東日本大震災により被災した子どもへの支援



(参考資料2)

待機児童解消のための保育士の確保策（安心こども基金：438億円）

① 保育士確保施策の拡充（補助率1／2）〔4億円〕

保育士養成施設規範業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。

〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
(保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等)
・養成施設の就職あつせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

② 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
・保育所の管理者（所長等）に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成（所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等）

③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士（＝潜在保育士）の採用を増加させる。

〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あつせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職業体験など）等
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3／4）【84億円】

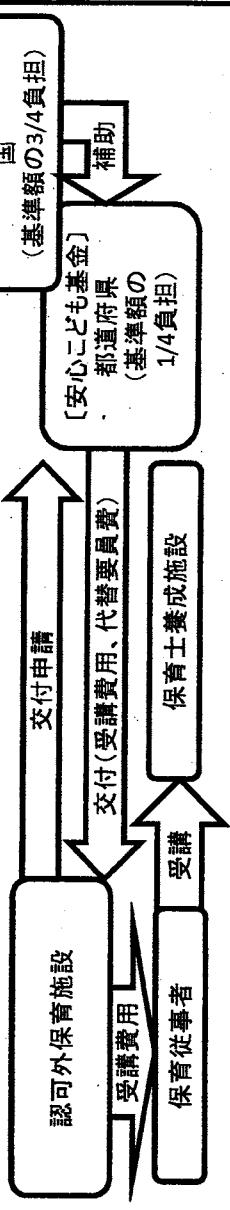
4. 認可外保育施設で勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

- 認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

- 認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の1／2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

- 保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

- 保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受けた場合は、生活費として上乗せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



③ 保育士の処遇改善 (補助率10／10) 【340億円】

(1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等[こよつて量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となつていています。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

(2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額
保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む)) 約8,000円
主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む)) 約10,000円

(3) 支付方法

- 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

(参考資料3)

認定こども園事業費等の改善

[目的]

幼稚園型認定こども園の質の向上や幼保連携型認定こども園への移行を促進するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を促進する。併せて、これらの施設の保育士等の待遇の処遇の改善を図る。

[内容]

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、認可外保育施設運営支援事業について以下の改善を図る。

(認定こども園事業費（幼稚園型の保育所機能部分）、認可外保育施設運営支援事業の単価)

年齢区分	現行単価	改善後単価
4歳以上児	12,000円	18,000円 (+ 6,000円)
3歳児	15,000円	22,000円 (+ 7,000円)
1、2歳児	39,000円	57,000円 (+18,000円)
乳児	72,000円	107,000円 (+35,000円)

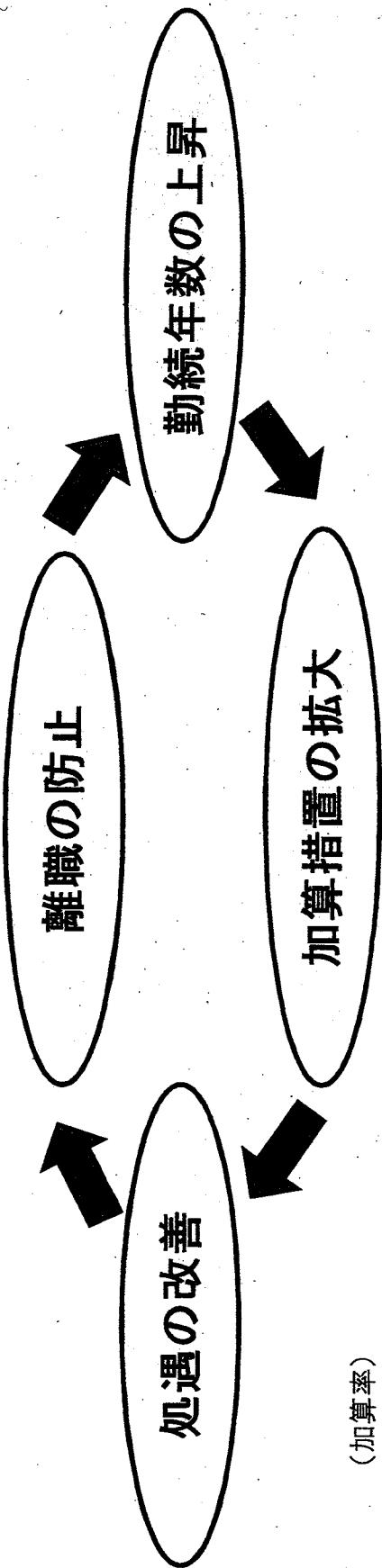
(参考資料4) 地域子育て支援拠点事業の機能強化

地域子育て支援拠点事業の機能強化

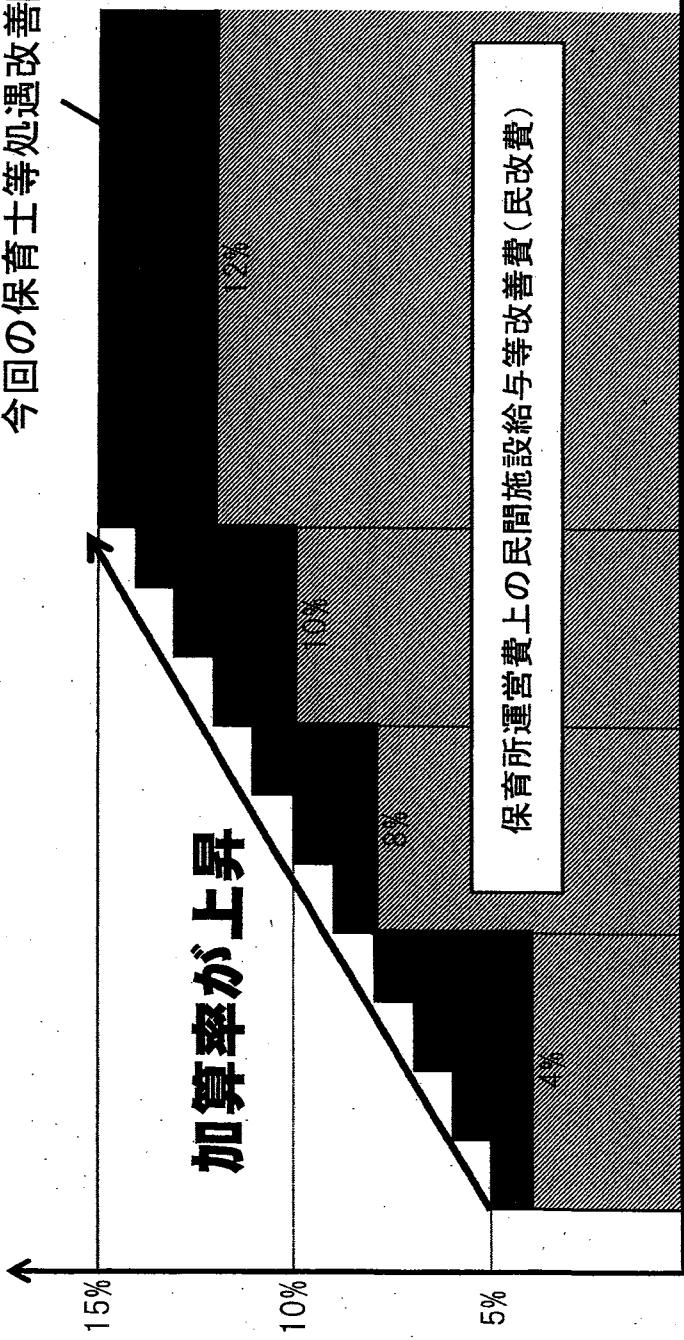
- （1）「利用者支援機能」＝地域の子育て支援の情報の集約・提供等
 （2）「地域支援機能」＝親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策



今回の保育士等処遇改善臨時特例事業



(参考資料5)

一時預かり事業の機能強化

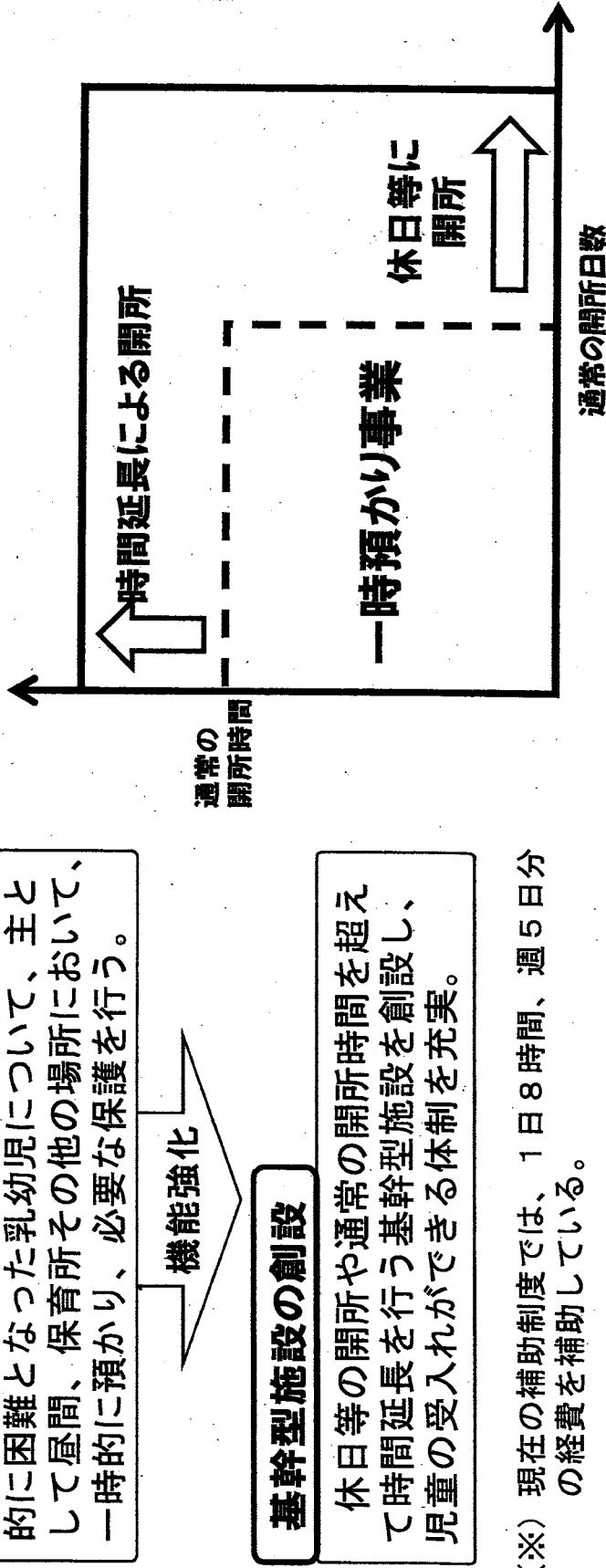
核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、児童の受けがができる体制を充実（約700施設）。

- （対応例）
・日常生活上の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）
・児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）
・社会参加の必要（自治会・PTA活動、防災訓練等）等

一般型

【機能強化のイメージ】



基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受け入れができる体制を充実。

（※）現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

(参考資料6) 児童養護施設等の家庭的養護への転換

＜次世代育成支援施設整備交付金＞

1. 概要

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を推進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ(1.35倍)を可能として、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を促進。

※ 1.35倍＝社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並み

2. 事業概要

○対象施設等：児童養護施設、乳児院における施設の小規模化・地域分散化のための施設整備

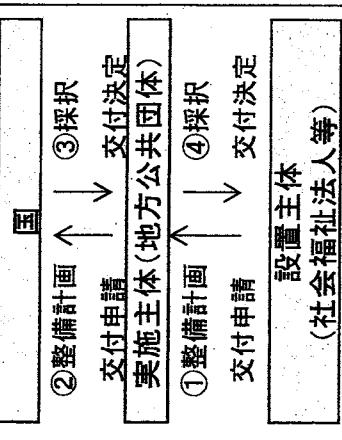
①施設本園の小規模グループ化のための改築

②グループホーム(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア)、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の創設

○実施主体：都道府県、指定都市、中核市、市町村

○補助率：定額(国1／2相当) ※実施主体1／4、設置主体1／4

3. 交付の流れ

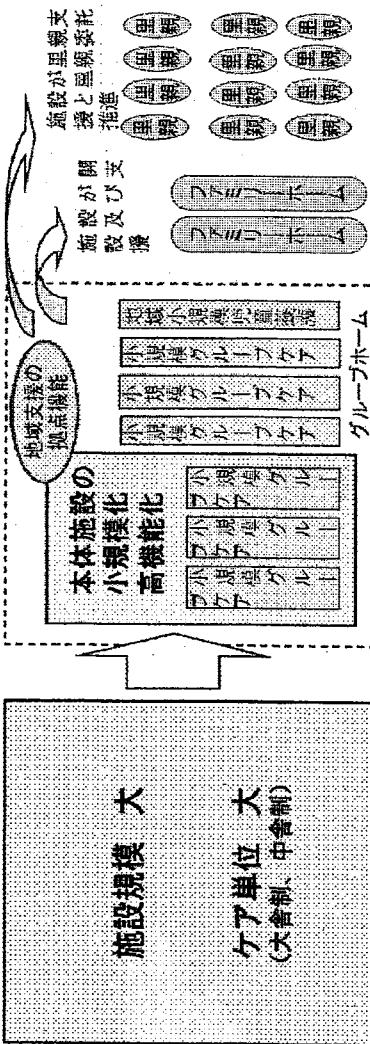


小規模グループケアのイメージ

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼 食堂	
洗濯機		
洗面所		
風呂	トイレ	宿泊室

- ・児童数 6～8名
- ・原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・炊事は個々のユニットのキッチンで取扱が行い、児童も参加させる。

施設の小規模化・地域分散化のイメージ



施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

N o . 1 2 - 1 1

2 0 1 3 . 2 . 7

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

・田村憲久厚生労働大臣と面会～国の「子ども・子育て会議」の委員任命ならびに、 保育士のさらなる処遇改善や3歳未満児の給食の外部搬入反対などを陳情～	1
・待機児童の解消や多様な保育の提供に4,611億円～平成25年度政府予算案を閣 議決定～	5
・平成24年度補正予算案「保育士の処遇改善」における対象となる職員の範囲は 法人の判断が可能に	6
・第9回保育士養成課程等検討会が開催～算定対象とする施設、実務経験年数等に ついて、さらなる検討がすすめられる～	8
・死亡事例は18件～保育施設における事故報告集計～	10
・“君がいる ただそれだけで うれしいよ”～平成25年度「児童福祉週間」の 標語が決まる～	11
・平成24年度「保育所長集中講座」参加申込受付中	11

◆田村憲久厚生労働大臣と面会◆

～国の「子ども・子育て会議」の委員任命ならびに、保育士のさら
なる処遇改善や、3歳未満児の給食外部搬入反対などを陳情～

2月1日、全保協正副会長6名（※）が田村憲久厚生労働大臣と面会しました。
国の「子ども・子育て会議」の委員として全保協が任命されるよう要望をし、田村
厚生労働大臣からは、「少子化担当大臣との確認を進める」との回答をいただきました。

また、民改費の仕組みを活用した保育士等の給与改善策が、平成24年度補正予算

案に計上された点について感謝を述べるとともに、さらなる改善を求めました。

これに対し、田村厚生労働大臣からは「まずは第一歩としての改善策であり、今後も引き続き処遇改善策に取り組みたい」とのお話がありました。

大臣からは新たな制度における懸念として、「短時間保育が実効的に運用されるのか、その単価設定はもちろんだが、短時間保育の認定によって新たな保育需要が生まれ、現状で待機児童がいない地方部においても待機児童が発生する可能性」について、課題意識がある旨の発言がありました。

加えて、「新制度では、保育認定の開始とともに、待機児童の算出方法の見直しもあり、待機児童を幅広くカウントして、子育て支援ならびに就労支援につなげていきたい」とコメントがありました。

さらに、構造改革特区で議論されている、公立保育所の3歳未満児の給食外部搬入に関するも、反対の意見書を提出しました。

食物アレルギーを持つ児童への保育所における対応の現状について、大臣から質問があり、対象児童が使用する食器やプレートの個別管理、アレルゲンとなる食材の除去の方法ならびに保護者との確認手順等を説明するとともに、自園調理による個別的対応の重要性を訴えました。

大臣からは、外部搬入で個別的対応がどこまで対応可能かという点に懸念が寄せられました。



田村厚生労働大臣に要望、懇談をする全保協正副会長
(※:小川会長、菊池副会長、佐藤副会長、飯島副会長、万田副会長、上村副会長)



小川会長より田村厚生労働大臣へ、国の「子ども・子育て会議」委員任命要望書を手交

また、2月4日、小川会長、上村副会長（全国保育士会会长）は、福岡資磨自民党厚生労働省労働部会長に面会し、国の「子ども・子育て会議」委員の任命に係る要望を行いました。また、同日、全国市長会会长、全国町村会会长あてに、地方版の「子ども・子育て会議」の設置要請ならびに当該「子ども・子育て会議」の構成員として、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として“保育協議会”を位置づけるよう要望書を提出しました。

全保協では、今後も、国の「子ども・子育て会議」委員任命に係る要望活動を継続するとともに、2月中にすべての地方自治体首長あてに、地方版の子ども・子育て会議の設置要望と、都道府県・指定都市保協の委員任命に係る要望書を提出する予定です。

※ 国の「子ども・子育て会議」委員任命に係る要望書

平成25年2月1日

厚生労働大臣 田村 憲久様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 小川 益丸

全国保育士会

会長 上村 初美

国における「子ども・子育て会議」の委員として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）たる本会を、必ず任命いただきたい。

本会は、保育所等の子育て支援事業の運営にあたっている公立や社会福祉法人の会員から組織されており、会員である全国20,790カ所の保育所は、子どもの育ちと保護者の子育てへの支援を、重層的に行っていきます。

したがって、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法の具体的施行における各種重要事項の調査審議において、国に設置される子ども・子育て会議に本会が委員として組織されるよう、特段のご配慮をお願い申しあげます。

※ 3歳未満児給食の外部搬入容認反対の意見書

平成25年2月1日

厚生労働大臣 田村 憲久様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸
全国保育士会
会長 上村 初美

3歳未満児への給食外部搬入を容認することに、断固反対します。

子どもの心身ともに健やかな成長・発達にとって、すべての乳幼児に個別の対応を可能とする自園調理が望まれることに議論の余地はありません。

ましてや、0・1・2歳児への食事は「その日・その時」の健康状態等に応じて、臨機応変かつ適切に対応すべきものであり、それを担保する自園調理は必須です。

また、心身ともなる適切な発達保障は、栄養摂取による生命の保持のみの視点で捉えるのではなく、食材への理解をし、調理のプロセスを日々子ども自らが感じ取れる環境を整え、調理者へのふれあいも交えながら、食を通じた経験をもって構成されるものであり、このことはわが国の食文化の継承にもつながっていくものです。

子どもへの食事の提供意義をふまえれば、利便性や効率性と引き換えに、わが国の子どもの適切な成長・発達を阻害することは、断じて許されません。

3歳未満児への食事提供の意義

1. 一人ひとりの乳幼児の発達や「その日・その時の乳幼児の健康状況等をふまえ」て、離乳食や食事を提供することは、子どもの育ちに必要不可欠です。
2. 特に感染症等にかかりやすい年齢期の乳幼児に対しては、体の状態、機嫌、食欲などの日々々々の十分な観察と適切な判断に基づく保健的な対応が必須です。
3. 乳幼児に対して、生命の保持の視点のみで食事を提供すればいいものではありません。食べる行為は、命のつながりを意識する原点であり、身体のみならず心の発達にもつながるものです。

さらに、調理のプロセスを日々感じ、様々な食材にふれる等の経験を積み重ねることは、子どもの五感を豊かにし、適切な成長・発達につながります。

子育て支援・保護者支援の視点

1. 子育てへの不安や悩み、離乳食や子どもの育ちとともに変化する食事に関し、地域や近隣の助言が少なくなっている現状の社会において、調理室は、保護者への子育て支援に活用できる最大の資源の一つです。

国の施策との不整合

1. そもそも、保育所への給食外部搬入は、大臣告示たる「保育所保育指針」にも、その上位にある「食育基本法」にも反するものです。
2. 国が「食育」を施策として進めてきていることに矛盾しています。
また、子どもの育ちのみならず、孤立化が進む子育て家庭への支援を閉ざすことにもつながります。

◆待機児童の解消や多様な保育の提供に4,611億円◆

～平成25年度政府予算案を閣議決定～

政府は1月29日の臨時閣議において、平成25年度政府予算案を閣議決定しました。厚生労働省予算案（一般会計）の総額は29兆4,321億円、そのうち社会保障関係費は28兆9,397億円で、対前年度伸率10.4%増、金額では2兆7,245億円の増となっています。

保育関係の施策については、4,611億4,200万円（前年度比約300億円の増）となっており、待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図るとしています。

具体的には下記の内容となっています。

1. 待機児童解消のための保育所受入れ児童数等の拡大

(1) 民間保育所運営費 4,256億2,500万円

待機児童解消のために保育所の受入児童数の拡大（約7万人増）に伴う運営費の増。

(2) 待機児童解消促進等事業費 30億7,100万円

○家庭的保育事業（保育ママ）の利用児童数 1万人→1.3万人

（家庭的保育開設準備経費の新設）

○認可化移行促進事業

○保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業 1億3,700万円

○保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

2. 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業 225億2,800万円

○残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進 58.0万人→60.2万人分

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）【再掲】

(3) 病児・病後児保育事業 48億4,100万円

○地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

・病児・病後児対応型 述べ143.7万人→171.8万人

・体調不良児対応型 870か所→898か所

・非施設型（訪問型） 15か所→15か所

(4) 休日・夜間保育事業 8 億 800 万円

- 保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。
 - ・休日保育事業 10 万人→11 万人
 - ・夜間保育推進事業 224 か所→252 か所

(5) その他の保育推進事業 41 億 3,200 万円

- 事業所内の保育施設の研修等による職員の資質の向上を図る。

* 詳細は添付資料をご参照ください。

◆平成 24 年度補正予算案「保育士の処遇改善」における対象となる職員の範囲は法人の判断が可能に◆

全保協では、去る 2 月 1 日（金）に常任協議員会を開催し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局橋本泰宏保育課長より、平成 25 年度保育対策関係予算案および平成 24 年度補正予算案についての説明を受けました。平成 24 年度補正予算案については、全保協ニュースNo.12-10（平成 25 年 1 月 17 日付）に詳細を掲載しておりますが、今回の説明を受け、下記の事項が明らかになりました。

1. 待機児童解消のための保育士の確保策における「保育士の処遇改善」について

保育士の処遇改善は、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることを目的としています。

補助の概要は、保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」（仮称）として都道府県の安心こども基金に交付するもので、交付対象は、私立保育所（認定こども園の保育所部分を含む）の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付するものです。（補助率は 10／10）

上記の内容に関連して、明らかになった事項（全保協事務局整理）

- ① 交付対象は、私立保育所（認定こども園の保育所部分を含む）の保育士等であるが、「等」については、保育所に勤務するさまざまな職種（調理員や看護師等）を対象とすることができる。
同一法人内の保育所以外の施設に勤務する保育士は対象外。

- ② 対象職員については、現行の保育所民改費の考え方では、全常勤職員および、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者がその算定対象となっており、今回の「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)による改善は民改費の仕組みをベースとしているため、対象職員には非常勤等を含められる。
- * 給与改善に係る支給方法は「月額給与・一時金のいずれの方法でも可」とされているが、上記の事項についても、法人においての判断が「可」となる。

2. 保育や地域の子育て支援の充実等における「認定こども園事業等の改善」について
「認定こども園事業等の改善」は、幼稚園型認定こども園の質の向上や幼保連携型認定こども園への移行を促進するとともに、一定の基準等を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を促進することを目的としています。

内容は、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、認可外保育施設運営支援事業について単価の改善を図るもので、
(認定こども園事業費 (幼稚園型の保育所機能部分)、認可外保育施設運営支援事業の単価)

年齢区分	現行単価	改善後単価
4歳以上児	12,000円	18,000円 (+6,000円)
3歳児	15,000円	22,000円 (+7,000円)
1, 2歳児	39,000円	57,000円 (+18,000円)
乳児	72,000円	107,000円 (+35,000円)

上記の内容に関連して明らかになった事項（全保協事務局整理）

- 上記の改善とあわせて、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の事業費については、文科省所轄予算において基準額の改善が図られる。

* この説明を受け、以下は、全保協事務局が、文部科学省初等中等教育局への電話聴取により確認できた内容。

①保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の事業費の単価

年齢区分	現行単価	改善後単価
4歳以上児	10,000円	13,000円 (+3,000円)
3歳児	10,000円	13,000円 (+3,000円)

- ②対象施設が少ないため安心こども基金の金額積み増しをしないことから、平成25年度予算案への記載はない。
- ③「安心こども基金管理運営要領」の別添9：その他事業（都道府県事務費）における『認定こども園事業費』の記載を修正することをもって対応する。

* 平成24年度補正予算案の内容は、全保協ニュースNo.12-10（平成25年1月17日付）および別添資料「平成25年度保育対策関係予算案の概要」をご参照ください。

◆第9回保育士養成課程等検討会が開催◆

～算定対象とする施設、実務経験年数等について、
さらなる検討がすすめられる～

去る1月31日（木）、第9回保育士養成課程等検討会が開催されました。検討会においては、前回までに引き続き、幼稚園教諭免許を有する者の保育士資格の取得について下記の3点が協議されました。

【論点】

- ① 実務経験の算定対象とする施設について
- ② 実務経験年数について
- ③ 幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験免除を行うために必要な履修内容について

上記論点③の幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験免除を行うために必要な履修内容について、全保協上村副会長（全国保育士会会长）は、①資格を取りやすくする点から科目履修を原則とするべきである、②両方の資格・免許の取りやすさはバランスを取るべきである、という前提を改めて述べました。そのうえで、履修にあたってのポイント、なかでも保育士は子どもの育ちを支えることと同時に家庭を支援する専門職の国家資格でもあることから、「家庭支援」は保育士の重要な専門性であるので、その内容を必ず履修するようにしてほしい等の意見を述べました。

また、本検討会の検討内容については、文科省側の検討会（保育士資格のみ有する者が幼稚園教諭免許を取得していく際の特例措置の検討）における検討内容と足並みをそろえる必要があることから、前回検討会同様、冒頭に文科省の松本教職課専門官より、第2回幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議の検討内容について報告がされました（第2回幼稚園教諭免許特例措置検討会の内容は全保協ニュースNo.12-08に掲載）

1. 本会上村副会長（全国保育士会会长）から述べた意見

【前提】

- ① 今回の検討は、あくまで時限措置についてであり、両方の資格・免許の取りやすさはバランスを取るべきであるとともに、これまでの実務経験を評価し、なるべくハードルを下げる（取りやすくする）べきである。
- ② 資格の一本化に向けての検討は別途文科省と厚労省において共通の検討の場で検討すべきである。その際、両方の資格・免許を有して保育教諭として働くにあたって、必要な専門性はどのような内容かという視点で議論をする必要がある。
- ③ 幼稚園教諭免許のみ、保育士資格のみ有している方、お互いに応用できる力があり、それは実践のなかで双方とも積み重ねられてきたゆえである。

《論点1：実務経験の算定対象とする施設について》

- 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、へき地保育所は算定対象として認める。
- 小学校・放課後児童クラブは人事交流によるものであれば、必要とする実務経験年数のうち一定の期間に限定したうえで算定対象施設として認める。
(*乳児・幼児への教育・保育の一定程度の経験は課すべきであることから、「一定の期間に限定したうえで」算定対象として認める)
- 認可外保育施設については、下記の2つの条件をともに満たすことで算定対象として認める。
 - i. 認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが確認できる施設
 - ii. 一定規模の集団により継続的に保育を行うことを目的としている施設
(一時的な利用や夜間の利用を中心とする施設を除く)
(*これまでには、さまざまな実施形態があるため、細かく要件を検討すべきであると主張してきたが、待機児童解消として多様な保育の形態がある現状も勘案し、上記2つの条件をともに満たすことで、施設として保育の質が担保できることから、上記2つの条件をともに満たすことで算定対象として認めることとして意見提出)

《論点2：実務経験年数について》

- 一定の経験を得ていることおよび、幼稚園教員免許の取得特例（文科省側検討会）との均衡も考慮することから、「3年かつ4,320時間」とすべき。また、非常勤職員等で勤務日数が少ない者もいることから、保育士試験の実務経験の基準と同様にする。
*4,320時間…1日6時間勤務で月20日間勤務した際、3年間かかる勤務時間
*勤務時間の条件は設けずに、「4,320時間」のみを特例適用の条件とする場合、9時間×20日×24か月=4,320時間のように、2年間程度で条件を満たすことが可能となるため、「3年間」と「4,320時間」の双方を満たす条件が必要となる。

《論点3：幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験免除を行うために必要な履修内容について》

- 資格を取りやすくする点から、科目履修を原則とすべき。
(※両方の免許・資格の取りやすさはバランスを取るべきであり、本検討会でのハードルが上がることは、もう一方の検討会で検討されている、保育士資格のみ有する者が幼稚園免許を取得する際のハードルが上がることとなるため)

《必要と考える履修内容》

- ・乳児保育（保健と栄養の内容も含む）
- ・家庭支援（地域における子育て支援の内容も含む）
- ・社会福祉（保育相談支援の内容も含む）
- ・社会的養護

⇒保育士は子どもの育ちを支えることと同時に家庭を支援する専門職の国家資格でもあることから、「家庭支援」は保育士の重要な専門性であるので、その内容を必ず履修するようすべき。

2. 論点に対する、第8回検討会における提案等の方向性の整理

論点①：実務経験の算定対象とする施設について

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、へき地保育所は算定対象施設として認める。
- ・小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）は、教育・保育の連携という人事交流の趣旨から、一律に対象外施設とせず、必要とする実務経験年数のうちの一定の期間に限定したうえで実務経験の算定対象施設とする。
- ・認可外保育施設については、下記の2つの条件をともに満たすことで算定対象として認める。
 - i .認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが確認できる施設
 - ii .一定規模の集団により継続的に保育を行うことを目的としている施設
(一時的な利用や夜間の利用を中心とする施設を除く)

*ただし、小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）および、認可外保育施設については条件の表現方法については次回検討会においてさらに検討をする。

論点②：最低限必要とする実務経験年数

- ・3年かつ4,320時間とする。

論点③：取得（履修等）を求める科目と単位数

- ・一定程度の質を担保しつつも、働きながら資格を取得することを考慮する。
- ・実務経験が、履修科目や試験科目のうち、どの科目の免除につながるのかという具体的な考え方をもって今後検討。

本検討会は、次回（日程は未定）検討会において報告書が取りまとめられる予定です。本会としては、今後も全国保育士会との連携のもと「保育士養成課程等検討会」において、必要な意見出しをしていく予定です。

なお、第3回幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議は2月5日（火）に開催されました。（内容については、後日報告）

◆死亡事例は18件◆

～保育施設における事故報告集計～

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、1月18日に「保育施設における事故

報告集計」を公表しました。この報告は平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の間に報告のあった、保育施設における事故報告を取りまとめたものです。

報告では、事故報告件数は 145 件（認可保育所が 116 件、認可外保育施設 29 件）で、このうち死亡事例は 18 件（認可保育所 6 件、認可外保育施設 12 件）となっています。

施設数では、認可保育所が 23,711 か所、認可外保育所（事業所内保育施設を除く）は 7,579 か所と、認可保育所は認可外保育施設の 3 倍以上あること、利用児童も認可保育所（2,176 千人）は認可外保育施設（186 千人）の 11 倍以上ということを考えると、認可外保育施設の安全確保に大きな課題があることがわかる結果となっています。

※ 詳細は下記 URL または、厚生労働省HP > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2013 年 1 月 >をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002sw6v.html>

◆ “君がいる ただそれだけで うれしいよ” ◆ ～平成 25 年度「児童福祉週間」の標語が決まる～

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年 5 月 5 日の「こどもの日」から 1 週間を「児童福祉週間」と定め、厚生労働省、全国社会福祉協議会、こども未来財団が主唱となり、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業および行事を行っています。

児童福祉の理念を広く啓発する標語を全国から募集したところ、6,713 作品の応募がありました。有識者などで構成した標語選定委員会で選考した結果、東京都の多賀葵(たが あおい)さん(12 歳)の標題の作品が最優秀作品に選定され、平成 25 年度「児童福祉週間」の標語に決定しました。

今後子どもたちが中心となる中央及び全国各地で実施される各種事業・行事において幅広く活用されます。

◆平成 24 年度「保育所長集中講座」参加申込受付中◆

～保育所長の資質向上に向けて～

今日の保育所長には、多様で高度な資質が求められています。全保協では『保育所長の研修体系』(平成 21 年作成)において、保育所長が備えるべき資質とそのための学習領域について具体的な研修内容をまとめました。平成 22 年度よりその研修内容に沿って、保育所長自らがその役割・機能を確認し質的向上を図ることを目的に、モデル的に研修を実施してきました。本年度はその最終年度にあたり、『保育所長の研修体系』をとりまとめた学識者が中心となり講義を担当するとともに、制度の変革期のおける保育所、保育所長のあり方についても学ぶことを目的に開催するものです。

<本講座の特色>

- 『保育所長の研修体系』(全保協作成)に基づくモデル研修プログラムを具体化
- 『保育所長の研修体系』検討委員の学識者が中心に講師をご担当
- 制度の変革期における保育所、保育所長のあり方を考える

期　　日：平成 25 年 2 月 25 日（月）～27 日（水）

会　　場：「パンパシフィック横浜ベイホテル東急」

〒220-8543 横浜市西区みなとみらい 2-3-7 TEL 045-682-2222

(みなとみらい線「みなとみらい駅」から徒歩約 1 分)

参加対象：保育所長または保育所長に準ずる者

定　　員：500 名

参 加 費：会員 14,000 円、非会員 19,000 円

締め切り：平成 25 年 2 月 15 日（金） <2 月 1 日の締切を延長して受け付けています
が、定員になり次第、締切とさせていただきます>

プログラム

【2 月 25 日】

13 時 00 分～13 時 20 分 開会（挨拶、オリエンテーション）

13 時 20 分～14 時 50 分 講義①「スーパービジョン～新制度における職員の資格（保育教諭等）について～」
講師：網野武博氏（東京家政大学 教授）

14 時 50 分～15 時 10 分 休憩

15 時 10 分～16 時 40 分 講義②「保育と子育て支援のプログラムの開発」
講師 倉石哲也氏（武庫川女子大学 教授）

【2 月 26 日】

9 時 00 分～10 時 30 分 講義③ 「配慮が必要な子どもと親への支援の実際」
講師 倉石哲也氏（武庫川女子大学 教授）

10 時 30 分～10 時 50 分 休憩

10 時 50 分～12 時 20 分 講義④「地域社会資源のネットワーク I」

13 時 20 分～14 時 50 分 講義⑤「地域社会資源のネットワーク II」

（12:20～13:20 昼食・休憩） 講師：金子恵美氏（日本社会事業大学 准教授）

14 時 50 分～15 時 10 分 休憩

15 時 10 分～16 時 40 分 講義⑥「保育所と地域のふれあいづくり、町づくり」
講師：小川清美氏（東京都市大学 教授）

【2 月 27 日】

9 時 00 分～10 時 30 分 講義⑦「子育て支援の総合的な拠点としての保育所」
講師：渡辺顕一郎氏（日本福祉大学 教授）

10 時 30 分～10 時 50 分 休憩

10時50分～12時20分 講義⑧「これから保育所のあり方を考える～子ども・
子育て関連3法をふまえて～」
講師 佐藤秀樹（全国保育協議会副会長）

詳しくは、会報『ぜんほきょう』12月号に同封した開催要綱、または、全保協ホームページ（<http://www.zenhokyo.gr.jp>）をご覧ください。

平成 25 年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大や放課後児童クラブの充実を図るとともに、地域の子育て支援、児童虐待防止対策、社会的養護の充実、ひとり親家庭支援、母子保健医療対策等を推進し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍促進に向けて、ポジティブ・アクションの取組みを推進するとともに、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

《主要事項》

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童の解消などに向けた取組み
- 2 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 母子保健医療対策の推進
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲）

第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍促進
- 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進
- 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 24 年度 当初予算額	平成 25 年度 予 算 案	増▲減額	伸び率
一般会計	20, 229	20, 018	▲211	▲1.0%
年金特別会計 子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	633	657	24	+3.8%
労働保険特別会計	123	88	▲35	▲28.3%
労災勘定	4. 2	3. 5	▲0. 7	▲16.3%
雇用勘定	118	84	▲34	▲28.7%
東日本大震災復興 特別会計	8	34	26	+321%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童の解消などに向けた取組み

(平成24年度当初予算額)

(平成25年度予算案)

4,612億円 → 4,961億円

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実

4,611億円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大（約7万人増）を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育（保育ママ）（1万人→1.3万人）、延長保育（58.0万人→60.2万人）、休日・夜間保育（休日：10万人→11万人、夜間：224か所→252か所）、病児・病後児保育（延べ143.7万人→延べ171.8万人）などの充実を図る。

（参考）【平成24年度補正予算案】

○待機児童解消のための保育士の確保

438億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の待遇改善等を実施する。（安心こども基金）

○保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

認定こども園等における保育の充実、地域子育て支援拠点事業について子育て家庭への情報集約・提供などの「利用者支援」を行うなどの機能強化、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。（安心こども基金）

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

(2) 放課後児童対策の充実

316億円

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、か所数の増（26,310か所→27,029か所）を図る。

(3) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援（復興）

34億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平

成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実

963億円 → 989億円

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実 968億円

①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを図る。

さらに、これまで安心こども基金において行ってきた児童の安全確認等のための体制強化事業、児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業と資質向上事業を、平成 25 年度から当初予算に計上して実施する。

②家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成（月額 10 万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

（参考）【平成 24 年度補正予算案】

○児童養護施設等の家庭的養護への転換

4. 1 億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行う。

また、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算の充実を図るとともに、これまで安心こども基金において行ってきた職員の資質向上のための研修事業を、平成 25 年度から当初予算に計上して実施する。

④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

現在、児童養護施設などに入所している高校生に支給している自立に役立つ資格取得に必要な経費を、中卒・高校中退などの児童にも支給する。

また、これまで安心こども基金において行ってきた退所者等の就業支援事業を、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止(一部再掲) 57億円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組みを推進する。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,857億円 → 1,921億円

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 98億円

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。

高等技能訓練促進費等事業については、これまで補正予算を活用した暫定的な措置であったものを、平成25年度から所要の見直しを行うとともに当初予算に計上することにより、安定的な事業実施を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,823億円

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。

また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療対策の推進

271億円 → 259億円

(1) 妊婦健康診査の公費助成

妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により基金事業の延長を重ねてきたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し地方財政措置を講じることにより、恒常的な仕組みへ移行する。

また、離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援についても、地方財政措置が講じられる。

(2) 不妊治療などへの支援

92億円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費

用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

(3) 小児の慢性疾患などへの支援 **165億円**

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るために、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する（小児慢性特定疾患治療研究事業）。なお、難病対策の法制化等の取組みと併せ、取組みを進める。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

5 児童手当制度 **1兆4, 585億円 → 1兆4, 311億円**

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲・7ページ参照） **92億円 → 73億円**

第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

1 女性の活躍促進 **5. 7億円 → 6. 1億円**

(1) 女性の活躍促進のための直接的な働きかけ【一部新規】

5. 0億円

ポジティブ・アクション（女性の活躍促進）を支援するため、新たに雇用均等指導員（均等担当）（仮称）を設置し、企業に対する直接的な働きかけを強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組みの推進【一部新規】 **1. 1億円**

専用ポータルサイト等での開示を促進するとともに、企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるための事業を実施する。

また、新たに、メンター（※1）やロールモデル（※2）の確保・育成が困難な中小企業がネットワークをつくり、女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづくりを支援する。

（※1）メンター：後輩からの仕事・キャリア等の相談相手となりつつ助言、指導、支援をし人材育成する人物

（※2）ロールモデル：職業人として模範、手本となる、又はを目指したい人物

2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進 92億円 → 73億円

(1) 両立支援に取り組む事業主への助成金の支給【一部新規】

67億円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させるなど、雇用環境の整備を行う事業主に助成金を支給する。

また、期間雇用者に育児休業を取得させ、復職させた事業主に助成金を支給する（期間雇用者継続就業支援コースの新設）ことにより、期間雇用者の育児休業の取得を促進し継続就業を支援する。

さらに、事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があつた場合に、助成金を上乗せ支給する制度を創設する。

(2) 仕事と育児の両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 4.9億円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及を行うとともに、イクメンプロジェクトの実施などにより、男性の育児休業の取得を促進する。

(3) 仕事と介護の両立支援事業の実施【新規】 30百万円

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成、シンポジウムの開催などを行う。

(4) 育児・介護休業法の円滑な施行 62百万円

育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導などの強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(5) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 22百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定などが行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組みを行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 【一部新規】

25億円 → 15億円

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、新たにパートタイム労働者の活躍を推進する雇用管理改善の取組みの普及促進を行う。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

(※) 均衡待遇・正社員化推進奨励金（パートタイム労働者の正社員転換等を推進）については、他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合し、平成25年度からは有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト（仮称）における包括的な助成措置として実施する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

3. 4億円 → 1. 4億円

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（再掲） 97百万円

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 41百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。

平成25年度保育対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成24年度予算)
430,410 百万円

→

(平成25年度予算案)
461,142 百万円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数等の拡大

(1) 民間保育所運営費

425,625 百万円

待機児童解消のための保育所の受入児童数の拡大(約7万人増)に伴う運営費の増。

(2) 待機児童解消促進等事業費

3,071 百万円

- ・家庭的保育事業(保育ママ)
利用児童数 1万人 → 1.3万人
家庭的保育開設準備経費の新設
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業

137 百万円

保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業

22,528 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

58.0万人 → 60.2万人分

(2) 家庭的保育事業(保育ママ)【再掲】

2,916 百万円

(3) 病児・病後児保育事業

4,841 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型	延べ143.7万人	→ 延べ171.8万人
体調不良児対応型	870か所	→ 898か所
非施設型（訪問型）	15か所	→ 15か所

(4) 休日・夜間保育事業

808 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業	10万人	→ 11万人
夜間保育推進事業	224か所	→ 252か所

(5) その他の保育の推進

4,132 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

※ 家庭支援推進保育事業については子育て支援交付金から母子家庭等対策総合支援事業へ移行して、引き続き同内容で実施。

(参考) 平成24年度補正予算案、予備費による支援

平成25年度予算案での事業の他、安心こども基金において以下の支援を実施。

1 待機児童解消のための保育士の確保

438億円

(平成24年度補正予算案)

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。

①保育士確保施策の拡充

14億円

(i) 保育士養成施設新規卒業者の確保

- ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取組への助成
(保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職説明会の実施 等)
- ・保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

(ii) 保育士の就業継続支援

- ・新人保育士を対象とした研修費用の助成
- ・保育所の管理者（所長等）を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成
(保育所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等)

(iii) 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

- ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
 - ・潜在保育士の相談・就職あっせん
 - ・潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言
 - ・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談対応 等
- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化

84億円

(i) 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用や受講に伴う代替要員費の助成

(ii) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に保育士資格取得に必要な修学資金を貸付
※貸付を受けた者が保育所等へ就職して5年間勤務した場合には返済を免除

③保育士の処遇改善

340億円

保育士の処遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）の仕組みを基礎に、処遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に交付する。

各保育所の平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで、保育士の処遇改善と離職防止に結びつける。

※交付対象：私立保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）

2 保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

（平成24年度補正予算案）

認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

①認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善する。

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善。

②地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

③一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

④べき地保育事業の実施要件の緩和

実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和する。

3 待機児童解消のための保育所整備等

1,118億円

（平成24年度予備費）

待機児童の解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行に向けた電子システムの整備を実施する。

※待機児童解消を目指す保育所等の整備（年間約7万人の受け入れ定員増）など

(参考資料1) 安心こども基金の積み増し・延長について

安心こども基金の積み増し・延長について

24年度補正予算(案) 557億円

各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を行ふ。

待機児童解消のための保育土の確保 438億円

保育土の人材確保に向けて、

- ・保育土の就業継続を支援する研修、
- ・潜在保育土の再就職等を支援する「保育土・保育所支援センター」の設置、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育土の待遇改善 等を実施

(参考) 予備費 1,118億円

- ・待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を積み増し・延長

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善

・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充

①地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設

②一時預かり事業の機能強化

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設

③へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対する就業支援や生活支援の実施

社会的養護の推進等

- ・児童養護施設等の生活環境の改善
- ・児童相談所の改修や備品整備等の環境改善、地域の創意工夫による児童虐待防止の取組
- ・東日本大震災により被災した子どもへの支援



(参考資料2)

待機児童解消のための保育士の確保策（安心こども基金：438億円）

① 保育士確保施策の拡充（補助率1／2）【14億円】

1. 保育士養成施設新規卒業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。

- 〔事業内容〕・保育士の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
(保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等)
・養成施設の就職あつせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

2. 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

- 〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
・保育所の管理者（所長等）に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成（所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等）

3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士（＝潜在保育士）の採用を増加させる。

- 〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職業体験など）等
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3／4）【84億円】

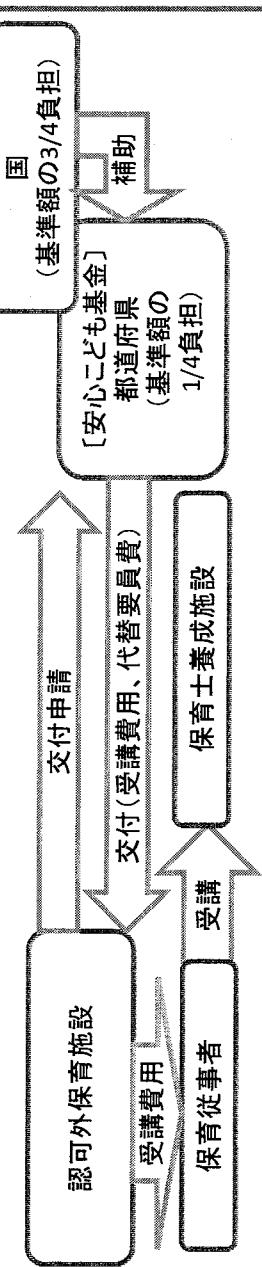
4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

- 認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

- 認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の1／2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

- 保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

- 保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。
※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



③ 保育士の処遇改善 (補助率10／10) 【340億円】

(1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

(2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

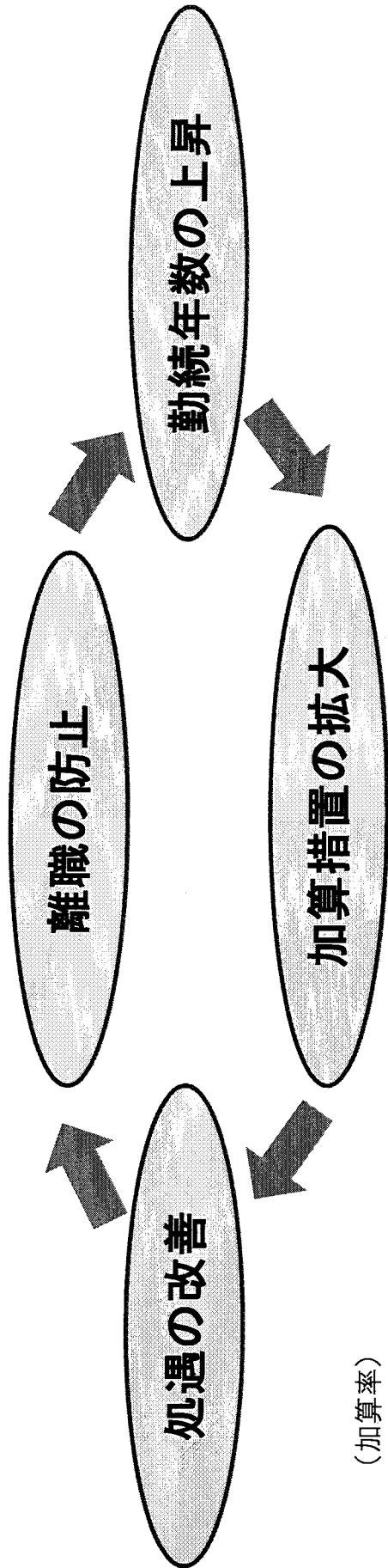
※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額
保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む)) 約8,000円
主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む)) 約10,000円

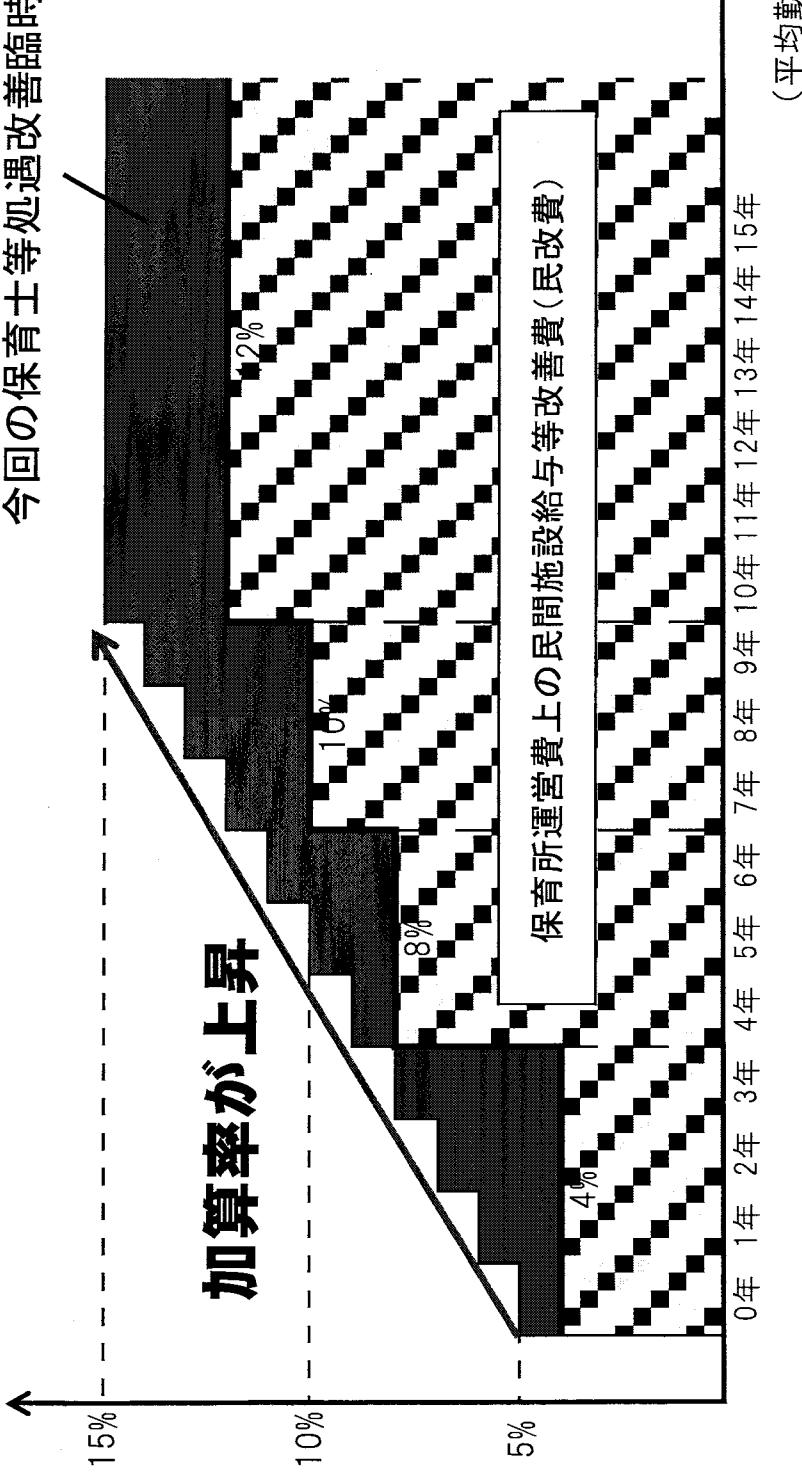
(3) 交付方法

○ 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策



今回の保育士等処遇改善臨時特例事業



(参考資料3)

認定こども園事業費等の改善

[目的]

幼稚園型認定こども園の質の向上や幼保連携型認定こども園への移行を促進するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を促進する。併せて、これらの施設の保育土等の処遇の改善を図る。

[内容]

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、認可外保育施設運営支援事業について以下の改善を図る。

(認定こども園事業費（幼稚園型の保育所機能部分）、認可外保育施設運営支援事業の単価)

年齢区分	現行単価	改善後単価
4歳以上児	12,000円	18,000円 (+ 6,000円)
3歳児	15,000円	22,000円 (+ 7,000円)
1、2歳児	39,000円	57,000円 (+18,000円)
乳児	72,000円	107,000円 (+35,000円)

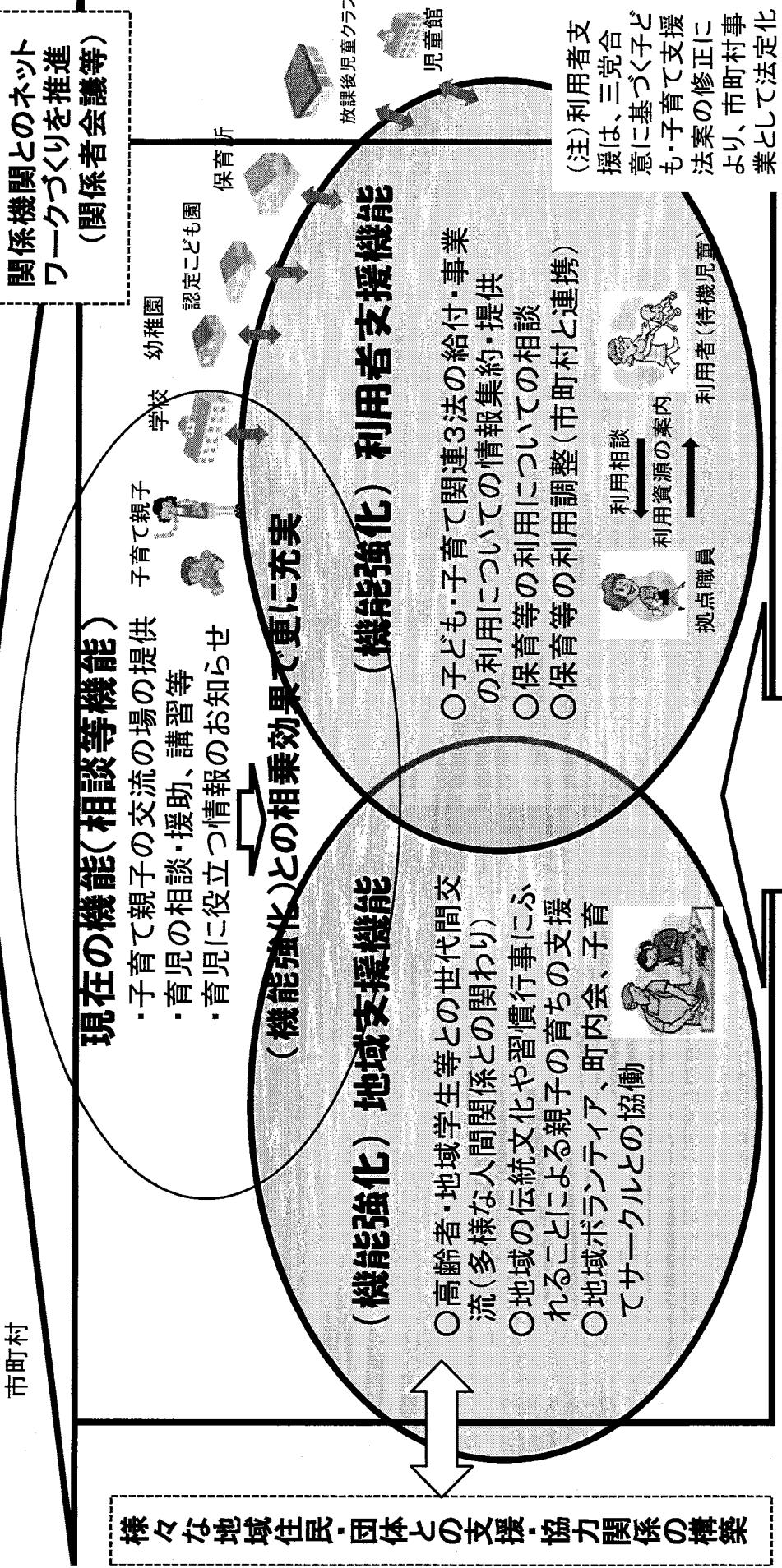
(参考資料4)

地域子育て支援拠点事業の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)

- ①「利用者支援機能」=地域の子育て家庭に対する情報の集約・提供等
- ②「地域支援機能」=親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等

地域子育て支援拠点



※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

(参考資料5)

一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、児童の受けができる体制を充実（約700施設）。

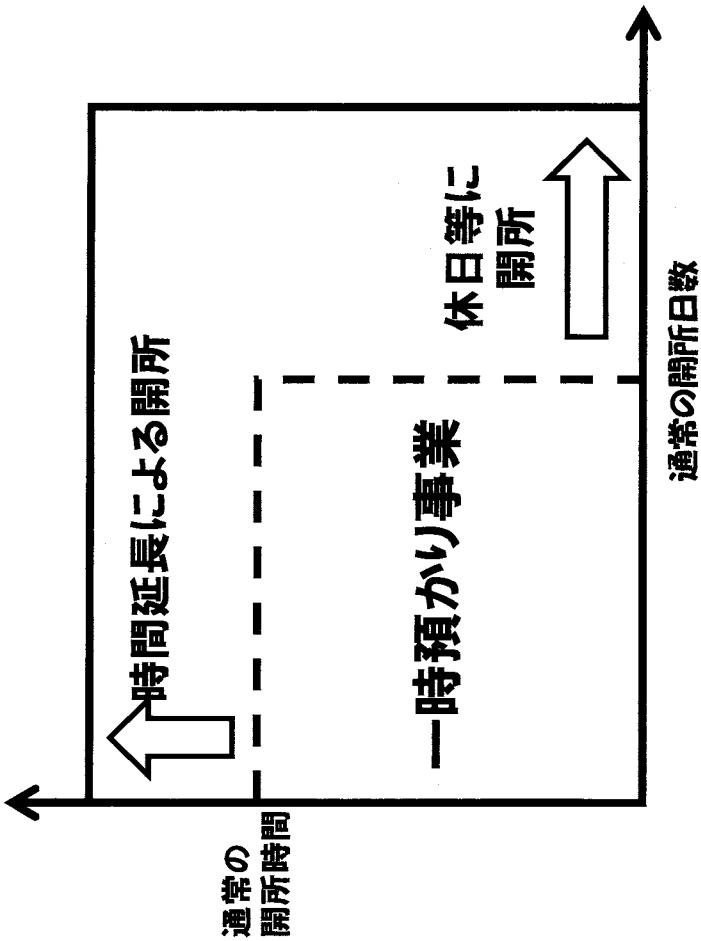
- （対応例）・日常生活上の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）
・児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）
・社会参加の必要（自治会・PTA活動、防災訓練等）等

一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として屋間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

機能強化

【機能強化のイメージ】



基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受入れができる体制を充実。

（※）現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

子ども子育て関連3法のポイントや課題

平成24年8月、子ども子育て関連3法が可決・公布され、今後は平成25年度からの施行を経て、平成27年よりの本格実施に向けて政省令の内容等について検討がすすめられることとなる。

本研修会では、国の様々な保育関係の検討会等に携わってこられた吉田正幸氏（有）遊育 代表取締役兼発行人）より、子ども子育て関連3法を理解するためのポイントや、これまでの保育所が担ってきた役割・機能を踏まえつつ、新たな制度への課題や事業展開等について学ぶ機会とします。

1. 日 時 平成25年 3月7日（木）

午前10時から11時30分まで（受付 9時30分～）

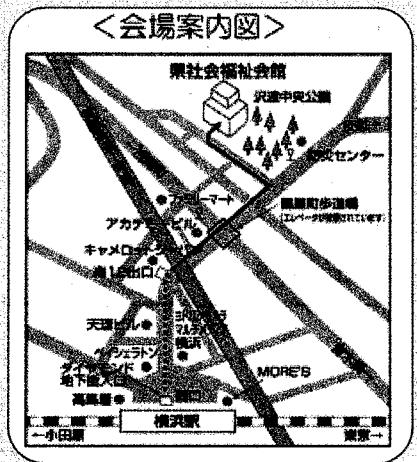
2. 会 場 神奈川県社会福祉会館 2階講堂

[住所] 横浜市神奈川区沢渡4-2

[交通] 横浜駅下車徒歩15分

3. 講 師 吉田 正幸 氏

（有）遊育 代表取締役兼発行人・株式会社システム研究所 代表取締役



<講師プロフィール>

昭和32年4月生まれ。福岡市出身。大阪大学人間科学部卒業。（有）遊育 代表取締役兼発行人。（株）保育システム研究所代表。大妻女子大非常勤講師。文科省「新しい幼児教育の在り方に関する調査研究」企画評価委員。厚労省社会保障審議会少子社会対策特別部会委員。内閣府、文科省、厚労省認定こども園制度の在り方に関する検討会委員。神奈川県認定子ども園認定等検討委員会委員。などを歴任。著書に『保育所と幼稚園～統合の試みを探る』（フレーベル館）、『次世代の保育のかたち』（フレーベル館）、『幼保一体から考える～幼稚園・保育所の経営ビジョン』（ぎょうせい）など。さらにNHK「クローズアップ現代」「ナビゲーション」「視点・論点」のゲスト解説等に出演。文部科学省、厚生労働省、内閣府の勉強会、自民党や民主党の委員会などで講演。

4. 定 員 先着200名

5. 参加費 本会会員 無料、非会員 1,000円

6. 申込先 別紙出欠届に必要事項を記入の上、3月1日（金）午後5時までに、FAXにて県
社会協議会事務局までご提出ください。なお、受付は会員優先のうえ、先着順とさせて
いただきますのであらかじめご了承下さい。

[送信先]

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当（中村行）

FAX 045-313-0737

施設部会 保育協議会3月研修会

参加申込書（3月7日開催）

施設名		TEL	
本件の担当者		FAX	

参 加 者 氏 名			
参加者①		役職	
参加者②		役職	
参加者③		役職	
参加者④		役職	

※ 平成25年3月1日（金）午後5時必着にてご回答をお願いいたします

参加無料

労働関係改正に伴う就業規則変更セミナー

先の国会において、労働関係の法改正が決定し、平成25年4月より対応が求められるようになりました。この中には、65歳までの雇用の義務化や、有期労働契約の無期労働契約への転換、パートタイマーの社会保険加入拡大など、社会福祉法人の人事労務管理に多大な影響を与えるものが含まれています。今回のセミナーでは、即対応しなければならない内容、中期に見直していく内容を分けて、就業規則の改定の具体的記載など実務的な対応方法を含めてお話しします。

平成25年3月8日(金)14時~ 会場:かながわ県民センター12階 第2会議室

セミナーの主な内容

項目

内 容

高齢者雇用安定法の改正	希望者全員を65歳まで雇用義務化の対応方法、就業規則の改正方法、労使協定の基準の定め方、賃金の決定方法等
労働契約法の改正	有期労働契約を5年更新で無期労働契約へ転換されることへの対応
障害者雇用促進法の改正	雇用率の引き上げと検討されている精神障害者雇用義務化について
社会保険のパートタイマーへの適用拡大への対応	
労働者派遣法、その他、改正が検討されている法改正等	

【講 師】

平山 久美子氏 社会保険労務士・行政書士



働く人の能力を引き出し業績向上の仕組みを作るプロフェッショナルとして、企業の就業規則作成、賃金・退職金制度設計、社会保険手続き、人事労務相談、リスクマネジメント、ワークライフバランス関連でのコンサルティング、顧問を務める他、行政機関等の専門アドバイザー、相談員、講演、セミナー、執筆、マスコミ取材の実績多数。特に、人を活かす組織づくり、両立支援の仕組みづくりを得意とする。企業の両立支援に関する相談等件数は100社を超える。

顧問先は、製造業、IT企業、介護施設、小売業、保育業など、幅広い業種で、創業間もない企業から中小企業・上場企業まで、人事労務に関する経営者のパートナーとして相談に応じている。行政機関や各種団体等の講演やセミナー講師として、わかりやすいと好評を得ている。

2005年～雇用・能力開発機構神奈川センター 就業管理アドバイザー
2008年 厚生労働省委託事業 労働契約支援アドバイザー 2008年 横浜市 両立支援アドバイザー
2009年 神奈川労働局委託事業 一般事業主行動計画策定等支援事業専門家
2011年 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 次世代育成支援策推進員

お問合せ・お申込み

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当 (担当:大関)

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2



045-311-1424



oozeki@knsyk.jp

「労働関係法改正に伴う就業規則対策セミナー」**出欠席連絡票**

平成25年3月8日（金）かながわ県民センター 12階第2会議室

◆2月28日（木）までにご連絡をお願いします。

施設名
フリガナ

1. 労働関係法改正に伴う就業規則対策セミナー（14時～）について

出席・欠席します。

(何れかに○印を付してください)

出席者氏名	役職
フリガナ	
フリガナ	
フリガナ	